

第3次各務原市人権施策推進指針

令和4年3月

各務原市

はじめに



各務原市では、平成 24（2012）年に「市民一人ひとりが、互いの人権を尊重し、人間としての尊厳をもって暮らすことができる共生のまちづくり」を基本理念として「各務原市人権施策推進指針」を策定いたしました。その後、平成 29（2017）年に、より充実した内容に改訂を行い、人権教育・人権啓発を推進してまいりました。

しかしながら、依然として学校でのいじめ、インターネット上での差別や中傷、性的指向・性自認を理由とした差別、女性、子ども、高齢者、障がいのある人などへの暴行や虐待など多くの課題があります。また、近年、新型コロナウイルス感染症患者等に対する差別など新たな問題も生じています。

このような社会的背景の中、今回、新たに「第 3 次各務原市人権施策推進指針」を策定いたしました。

今回の改訂では、これまでの人権に関する取り組みや課題を整理し、行政の各部署や関係機関等の連携強化を図りながら、人権施策の総合的かつ効果的な推進を目指す内容としています。

今後、この新しい指針に基づき、市民の皆さま一人ひとりの人権が尊重されるまちの実現に向け、共に手を携え、たゆまぬ努力を続けてまいります。

結びに、本指針策定にあたり、市民意識調査などにご協力いただきました市民の皆さまをはじめ、関係各位に厚く御礼申し上げますとともに、「笑顔があふれる元気なまち」を目指し、各種施策を積極的に推進してまいりますので、引き続きご理解とご協力をお願い申し上げます。

令和 4 年 3 月

各務原市長 浅野 健 司

目次

第1章 基本的な考え方

1 指針改定の背景	1
(1) 人権に関する国際的な動向	1
(2) 国の動向	1
(3) 県の動向	2
(4) SDGsの取り組み	3
2 指針改定の趣旨	4
3 指針の基本理念	5
4 指針の位置付け及び推進期間	6

第2章 人権施策の推進方向

1 人権教育・啓発の推進方向	7
(1) 人権教育の推進	7
(2) 人権啓発の推進	11
(3) 人権に関わりの深い分野の業務に従事する者に対する教育・啓発	15
2 分野別施策の方向	16
(1) 女性の人権	16
(2) 子どもの人権	21
(3) 高齢者の人権	27
(4) 障がいのある人の人権	33
(5) 同和問題（部落差別）	39
(6) 外国人の人権	44
(7) 感染症患者等の人権	48
(8) 刑を終えて出所した人の人権	52
(9) 犯罪被害者等の人権	55
(10) インターネットによる人権侵害	59
(11) アイヌの人々の人権	62
(12) ホームレスの人権	64
(13) 性的指向、性自認を理由に差別される人の人権	66
(14) 北朝鮮当局によって拉致された被害者等の人権	69
(15) 人身取引の被害者の人権	71
(16) 災害に伴う人権	73

第3章 施策の推進にあたって

1 推進体制	75
2 関係機関との連携	75
3 人権に関する職業従事者に対する研修等の推進	75

資料編

1 関連法規	76
2 人権関連年表	83
3 指針の策定経過	86
4 用語解説	87

注意 1) 従来「障害者」と表記していたものについては、岐阜県人権施策推進指針等との整合を図るため、「障がい者」「障がいのある人」などと表記することを基本としています。

注意 2) 第2章に掲載されている図は、各務原市人権に関する市民意識調査から抜粋したものです。

第1章 基本的な考え方

1 指針改定の背景

(1) 人権に関する国際的な動向 ●●●●●●●●●●●●●●●●

昭和 23（1948）年、国連総会において「世界人権宣言」が採択され、その後、昭和 40（1965）年に採択された「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（人種差別撤廃条約）」をはじめ、人権に関する数多くの国際規範を採択するなど、人権尊重、差別撤廃に向けた取り組みを展開しています。

また、国連は、平成 6（1994）年に決議された「人権教育のための国連 10 年」に続く人権教育の取り組みとして、平成 16（2004）年 12 月の総会で、「人権教育のための世界計画」に取り組む決議を採択し、平成 17（2005）年から平成 21（2009）年までの第 1 段階では、初等・中等学校制度における人権教育を、平成 22（2010）年から平成 26（2014）年までの第 2 段階では、高等教育制度における人権教育と教育者、公務員、法執行官等の人権研修を、平成 27（2015）年から平成 31（2019）年までの第 3 段階では、第 1、第 2 段階の実施を強化し、メディア専門家及びジャーナリストへの人権研修を促進することを重点に置いています。さらに、令和 2（2020）年から令和 6（2024）年までの第 4 段階では、重点対象を「若者」とし、特に包摂的で平和な社会を築くことを目的として、平等、人権及び非差別、包摂、並びに多様性の尊重に関する教育及び研修に特に重点を置いています。

(2) 国の動向 ●●●●●●●●●●●●●●●●

国においては、基本的人権の尊重を日本国憲法の基本原則の 1 つとし、人権擁護に関する様々な取り組みを行うとともに、国連において採択された「人権教育のための国連 10 年」に関する国内行動計画を策定・公表し、様々な人権問題に取り組んできました。

また、平成 12（2000）年に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（人権教育・啓発推進法）」が施行され、人権教育・啓発の推進は国の責務とし、地方公共団体においても、地域の実情を踏まえた施策の制定・実施が責務となりました。そして、国は平成 14（2002）年に「人権教育及び啓発に関する基本計画」を策定しました。

2 指針改定の趣旨

「人権」は人間の尊厳に基づく固有の権利であり、日本国憲法において保障されているように、すべての人々は法の下に平等であって、政治的、経済的または社会的関係において差別されないと定められています。

私たちが一人の人間として社会生活を送る際には、人は平等であるという基本認識にたった上で、様々な文化、価値観、ライフスタイルなど一人ひとりの多様性を認めあい、互いに尊重しあうことが大切です。

本市では、平成 24（2012）年 3 月に策定した「各務原市人権施策推進指針」、平成 29（2017）年 3 月に策定した「第 2 次各務原市人権施策推進指針」に基づき、「市民一人ひとりが、互いの人権を尊重し、人間としての尊厳をもって暮らすことができる共生のまちづくり」を基本理念として、総合的かつ効果的な人権教育・人権啓発に関する施策を推進してきました。

しかし、人権に関する現状をみると、ますます人権問題は複雑多様化しており、人命を軽視した殺人事件の発生、いじめ、家庭内における虐待・暴力、人権を無視した雇用問題等が数多く発生しています。また、近年では、インターネットによる人権侵害、性的指向及び性自認を理由とする偏見や差別、災害に伴う人権侵害、新型コロナウイルス感染症に関連した人権侵害等の新たな問題も発生しています。

このような人権問題は、基本的には人々の偏見や差別意識等によるものであり、こうした間違った意識を教育・啓発により解消することが、問題解決への喫緊の課題となっています。

こうした社会的背景や国・県の動向を踏まえ、本市においてもさらなる総合的かつ効果的な人権教育・人権啓発を行うため「第 3 次各務原市人権施策推進指針」を策定することとしました。

また、策定にあたり人権施策の参考とするため、人権に関する市民意識調査を実施しました。

調査内容	人権に関する関心、各人権分野における問題点等
調査対象	住民基本台帳から無作為抽出した 20 歳以上の市民 2,000 人
実施方法	郵送により調査票を配布 回答は調査票の返信またはインターネット回答
実施期間	令和 3（2021）年 6 月 17 日～7 月 16 日
回収数（回収率）	720（36%）

3 指針の基本理念

「人権」とは、すべての人間が、人間の尊厳に基づいて持っている固有の権利であり、社会を構成するすべての人々が個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために、欠くことのできない権利です。

本市では、平成 27（2015）年度からスタートした各務原市総合計画に基づき、「誇り」「やさしさ」「活力」を基本理念とし、将来都市像である「笑顔があふれる元気なまち～しあわせ実感 かかみがはら～」の実現を目指し、市民一人ひとりが幸せを実感し、市内外に元気を発信することができるまちづくりを進めています。

誰もが幸せを実感し、誇りをもって暮らすことのできるまちとなるためには、市民一人ひとりが自らの権利を知り、それと同時に他人の権利も等しく尊重する環境を育んでいかなければなりません。

互いの権利を認め合い尊重しあえる環境をつくることで、誰もがその人らしく生きることができるようになります。互いを思いやりながらも、自分らしい暮らしを誰もが営んでいくことで、地域の中で互いを支え合う共生のまちが生まれます。

市ではこれまで、市民一人ひとりが基本的人権を尊重し、自分の人権のみならず他人の人権についても正しく理解し、その権利の行使に伴う責任を自覚して、人権を相互に尊重しあうこと、即ち人権尊重の意識が根づいた地域社会の構築を目指してきました。こうした取り組みを踏まえ、本指針では、「市民一人ひとりが、互いの人権を尊重し、人間としての尊厳をもって暮らすことのできる共生のまちづくり」を基本理念とし、人権教育・人権啓発を推進していきます。

**市民一人ひとりが、互いの人権を尊重し、
人間としての尊厳をもって暮らすことのできる
共生のまちづくり**

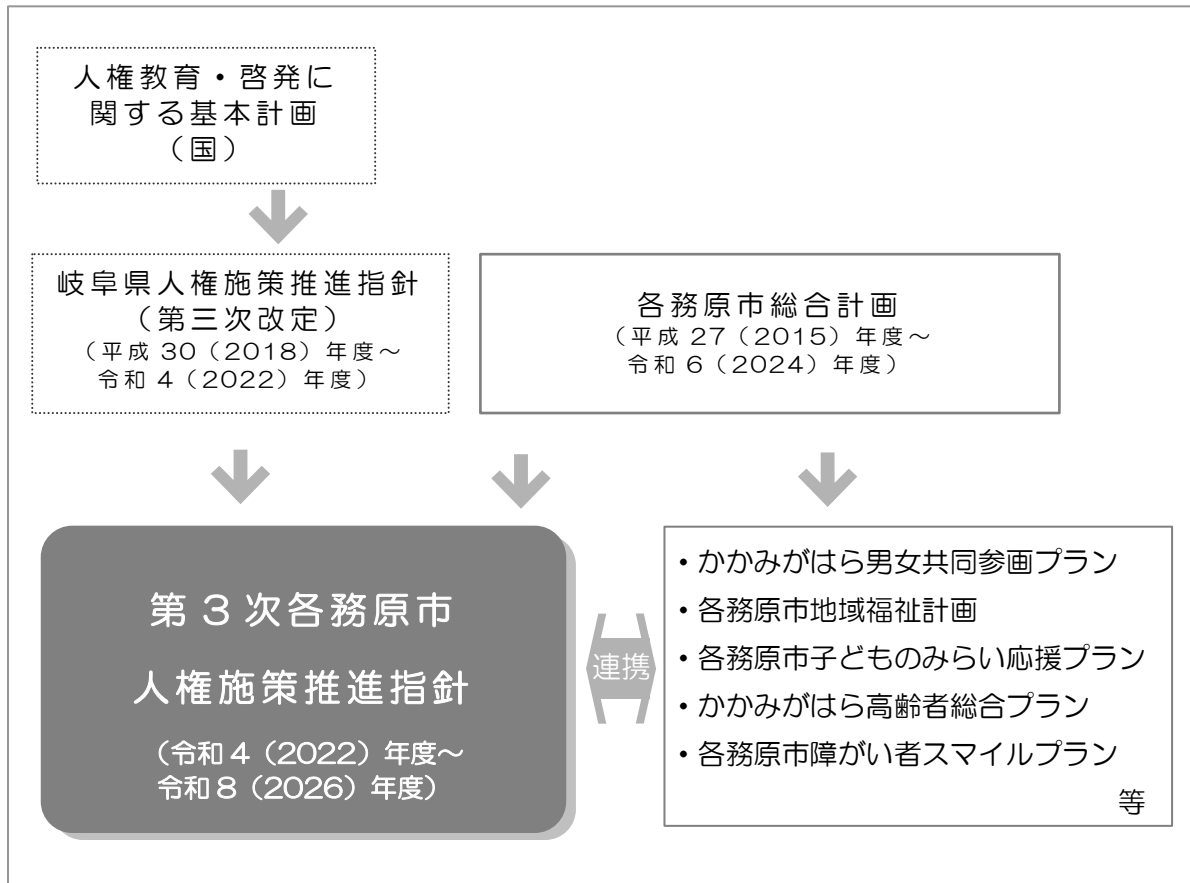
4

指針の位置付け及び推進期間

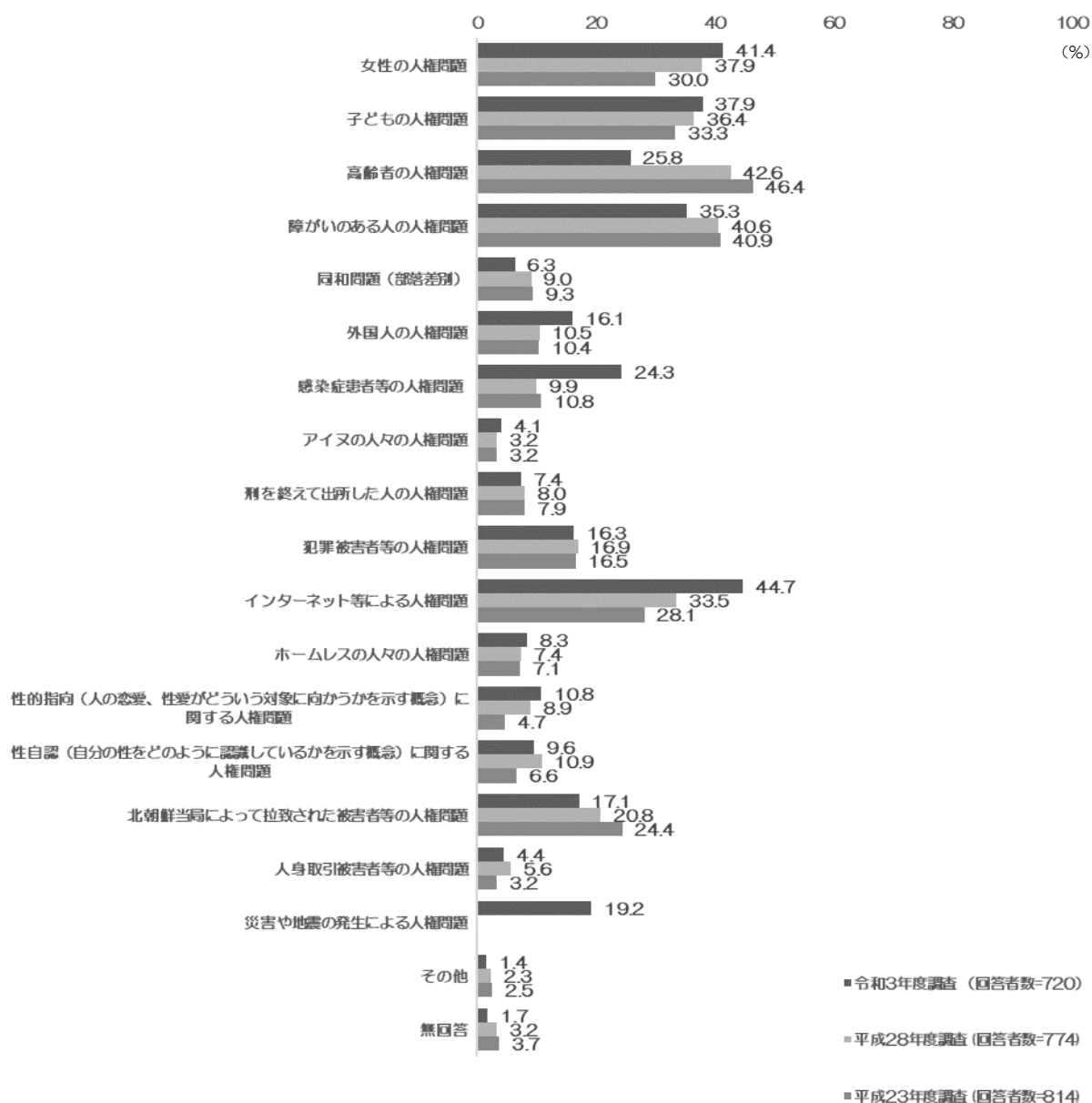
本指針は、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第 7 条の規定に基づき、国が策定した「人権教育・啓発に関する基本計画」及び「岐阜県人権施策推進指針」の趣旨を本市の人権施策に反映させ、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的として策定するもので、各務原市総合計画などの関係計画との整合性を図り、推進していきます。

指針の推進期間は、令和 4（2022）年度を初年度として、令和 8（2026）年度までの 5 年間とします。また、推進期間内でも、施策の検証・市民意識の変化・社会情勢に応じて弾力的に見直すものとします。

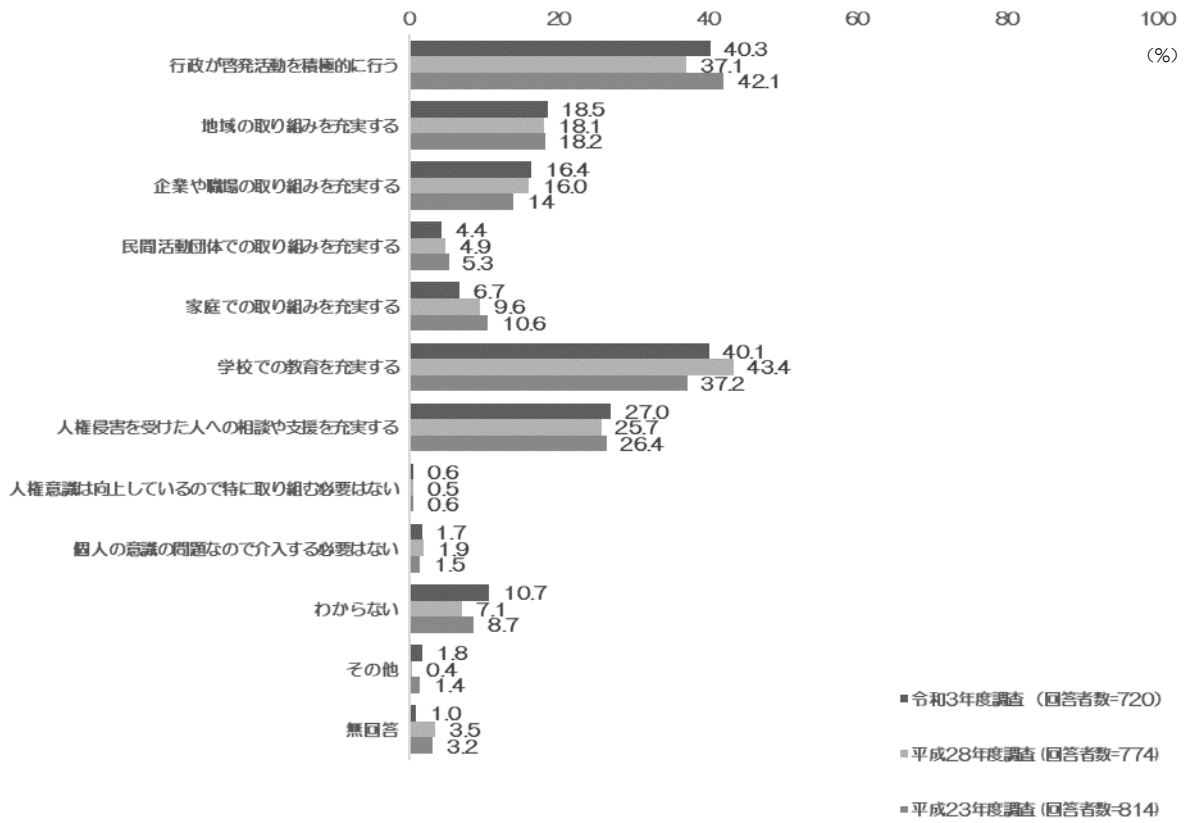
指針の位置づけ



関心を持っている人権問題について



人権意識を高めるために今後行うと良いと思うこと





【施策の方向】

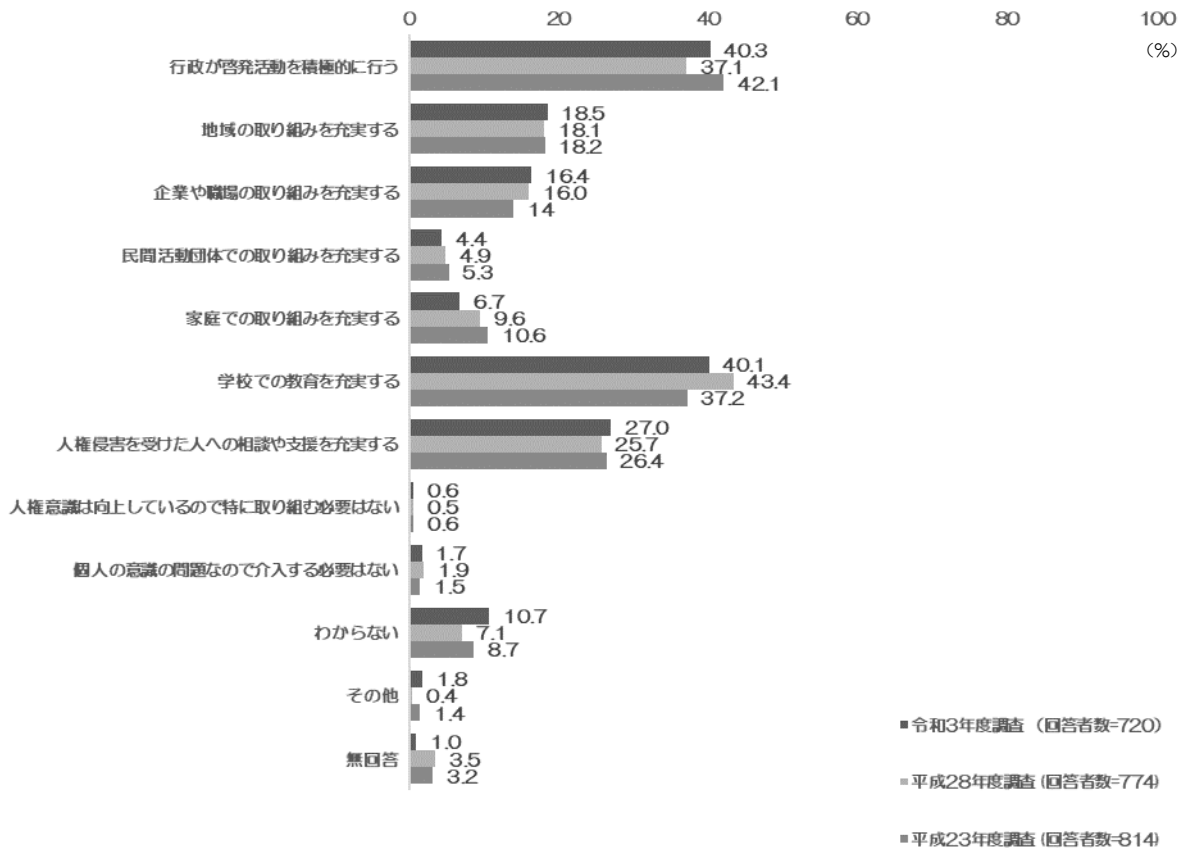
①学校教育における人権教育の推進

<p>○ 児童・生徒の発達段階に応じ、すべての教育活動を通じて人権尊重の意識を高め、一人ひとりを大切にする教育を推進するとともに、主体的に人権問題に取り組む力を育てます。そのために必要な教材等について情報収集や調査研究に努め、指導法の改善を図ります。</p>	<p>学校教育課</p>
<p>○ 各学校は、人権尊重の視点に立った学校運営に努め、すべての教職員が人権尊重の理念について十分な認識と指導力を身に付けることができるよう資質向上に努めます。</p>	<p>学校教育課</p>
<p>○ 児童・生徒の豊かな人間性や社会性を育むために、社会教育との連携を図り、ボランティア活動等の多様な活動を体験させたり、高齢者や障がいのある人などと交流する機会を増やしたりするなど、地域や家庭と一体となった人権教育を推進します。</p>	<p>学校教育課 高齢福祉課 社会福祉課</p>

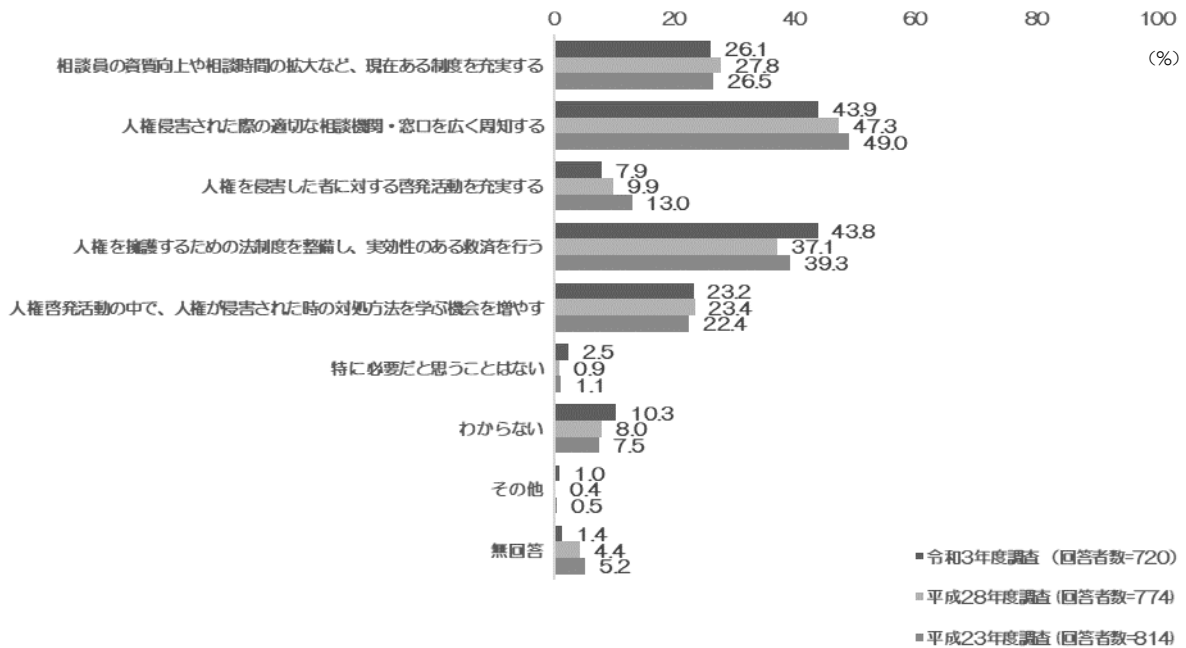
②社会教育における人権教育の推進

<p>○ 学校や社会教育関係団体等との連携を図りながら、若者から高齢者に至るまで人権問題についての理解、人権意識の高揚に努めます。</p>	<p>いきいき楽習課 まちづくり推進課</p>
<p>○ 各種社会教育関係団体の連帯や団体相互の交流、地域活動の広がりを創り出すような活動を促進します。</p>	<p>いきいき楽習課 まちづくり推進課</p>
<p>○ 子育て広場（家庭教育学級）等を通じて、親子とともに人権感覚が身につくような学習機会の充実や情報提供に努め、家庭教育への支援を図ります。</p>	<p>青少年教育課</p>

人権意識を高めるために今後行うと良いと思うこと（再掲）



人権侵害に対する相談や救済について特に必要だと思うこと





【施策の方向】

①市民への啓発

<p>○ 多様性を認め、人権を尊重する市民意識の高揚を図るため、広報紙やウェブサイト、SNS等、各種広報媒体を活用し、市民に対して人権啓発を推進します。</p>	まちづくり推進課
<p>○ 人権を尊重する市民意識の形成を図るため、市民自らが人権問題を考えるきっかけづくりの場となる講演会・映画会やパネル展示、講座等の開催を進めます。</p>	まちづくり推進課
<p>○ 市民及び市職員等が人権についての理解を深めるため、人権に関する図書等の充実を図ります。</p>	中央図書館

②企業等への啓発

<p>○ 地域や社会へ大きな影響力を持つ企業等においては、人権が尊重される職場づくりや、人権尊重の視点に立った企業活動を行う意味から、計画的・継続的に事業主・公正採用選考人権啓発推進員等に対し、啓発・研修に努めることが大切です。そのため、ハローワーク等の関係機関と連携し、研修会等への参加を促進します。</p>	<p>商工振興課</p>
<p>○ 企業等における人材の採用にあたって、個人の能力と適性に基づく公正な採用選考の確立を図るため、ハローワーク等と連携し、周知徹底に努めます。</p>	<p>商工振興課</p>
<p>○ 企業等における人権に対する啓発・研修に関する資料や情報提供等の支援に努めます。</p>	<p>商工振興課 まちづくり推進課</p>

③相談・支援体制の啓発

<p>○ 市民が人権侵害を感じた際に速やかに相談できるよう、国、県及び人権擁護委員等との連携の強化を図り、相談機関や制度の案内など積極的な情報提供、周知に努めます。</p>	<p>まちづくり推進課</p>
--	-----------------

(3) 人権に関わりの深い分野の業務

に従事する者に対する教育・啓発 ●●●●●●●●●●

【現状と課題】

人権教育や啓発を通じて市民の人権意識の高揚を図るためには、特に人権に関わりの深い特定の職業に従事する者（市職員、教職員、医療・福祉関係職員等）が自らの人権意識を高め、常に人権尊重の視点に立って職務を遂行していくことが重要です。

各種研修によって、人権に関わりの深い特定の職業に従事する者に対する人権教育・啓発の充実・強化を図り、あらゆる人の人権に配慮する必要があります。

地方行政を遂行するにあたり、市民からの申請や届出などにより多くの個人情報収集、利用、蓄積されています。これらの情報の管理に関しては、市職員に対して地方公務員法に規定されている「守秘義務」が課せられており、職務上知り得た秘密を漏らしてはならないことになっています。

このようなことから、市職員は個人情報の保護等、人権尊重の視点から職務を遂行する必要があります。



【施策の方向】

①各種研修の実施

<p>○ 特に人権に関わりの深い特定の職業に従事する者などが、それぞれの職場に応じて人権尊重の理念に基づき、日常の職務を遂行できるよう、また、市職員の人権感覚が醸成されるよう研修や学習機会の充実に努めます。</p>	<p>まちづくり推進課 人事課 学校教育課</p>
---	-----------------------------------

②個人情報保護に関する研修の実施

<p>○ 手続きのオンライン化など市民サービスの多様化が求められる中、市職員一人ひとりの個人情報保護に関する重要性の自覚と認識が必要です。個人情報の適正な運用と管理を継続的に行うため、職員研修をはじめとする啓発に努めます。</p>	<p>総務課 情報推進課</p>
---	----------------------

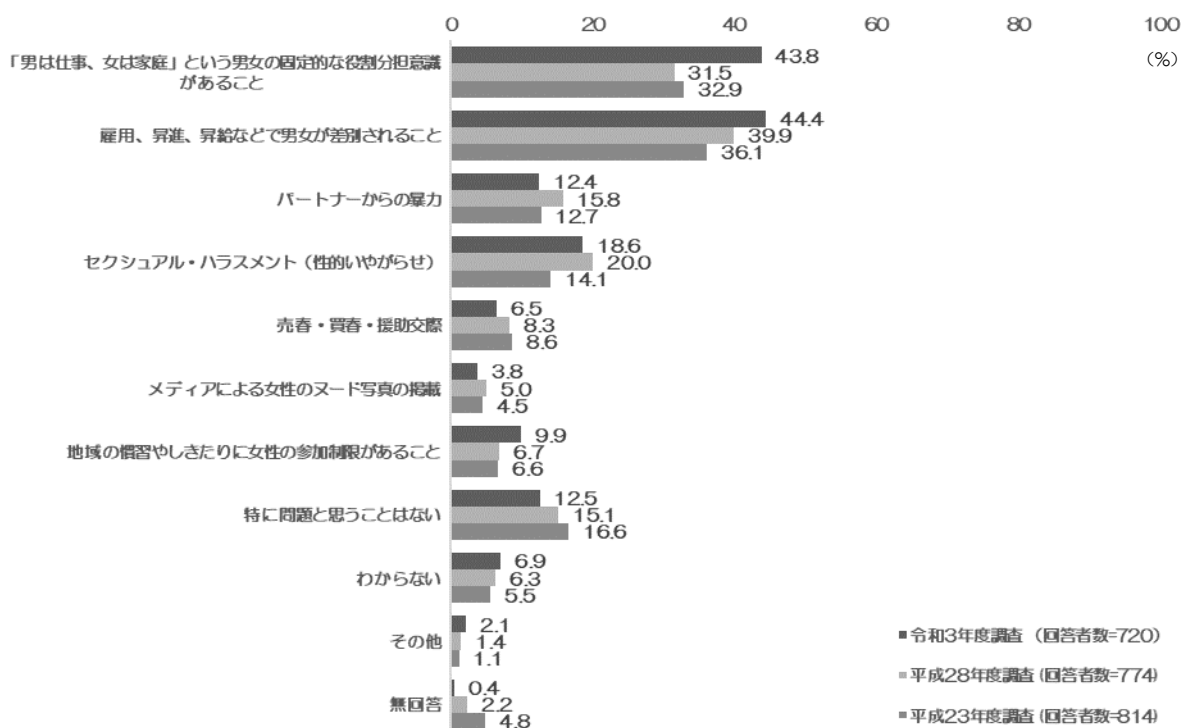
平等感を感じている人が多いという現状があります。

人権に関する市民意識調査によると、女性の人権について特に問題があると思うことについては、「雇用、昇進、昇給等で男女が差別されること」の割合が44.4%と最も高く、次いで『男は仕事、女は家庭』という男女の固定的な役割分担意識があること」の割合が43.8%となっています。女性の人権を守るのに必要だと思うことについては、「女性が家庭生活と職業の両立ができるよう環境の整備を図る」の割合が48.1%と最も高く、次いで「学校教育・生涯学習を通じて女性の人権を守るための教育を行う」の割合が6ポイント増加し、33.9%となっています。

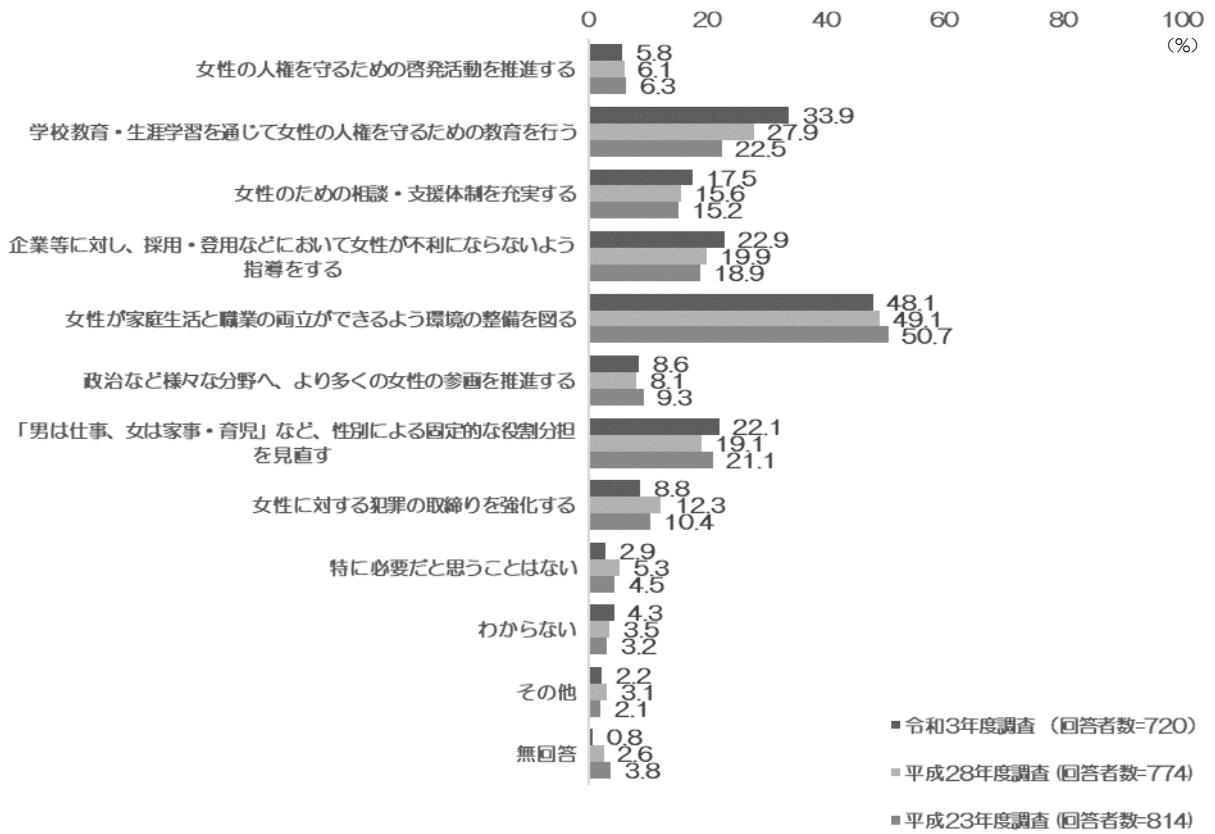
このようなことから、今後、固定的な性別役割分担意識を払拭し、男女が不平等感を持たない雇用に向けた取り組みを促進するとともに、ワーク・ライフ・バランスを促進することが重要です。また、新型コロナウイルス感染症拡大により、雇用面や生活面等において格差拡大が懸念されるなど、女性への深刻な影響が顕在化しており、より一層男女共同参画社会の実現に向けた社会環境の整備を図る必要があります。

さらに、女性に対する暴力等、男女共同参画社会の推進を阻む暴力の根絶に向けた取り組みの充実を図る必要があります。

女性の人権について特に問題があると思うこと



女性の人権を守るのに必要だと思うこと



【施策の方向】



①男女共同参画社会への意識づくり

<p>○ 男女共同参画社会への意識づくりとして、だれもが人格を尊重し合い、互いの性への理解を深め、ジェンダーに基づく偏見や制度・慣行を見直していくことや性を尊重する教育・学習を進めます。</p>	<p>まちづくり推進課 学校教育課</p>
<p>○ 家庭、職場、地域における固定的な性別役割分担意識をなくすこと、とりわけ男性の意識改革を求めて、広報紙やウェブサイト、SNS等、各種広報媒体を利用した啓発を進めます。</p>	<p>まちづくり推進課</p>
<p>○ 誰もが安全・安心な暮らしを送れるよう、DV及びセクシャルハラスメント防止に向けた啓発を進めます。</p>	<p>まちづくり推進課</p>

②あらゆる分野における男女共同参画社会の促進

○ 性別に関わらず、家庭、職場、地域、学校その他あらゆる意思決定の場で、一人ひとりの自立した活動への支援を行い、女性のエンパワメントの拡大を進めます。	まちづくり推進課 商工振興課 学校教育課
○ 間接差別の禁止、妊娠・出産等を理由とする不利益な扱いに対する禁止等、均等な扱いに対する企業等への周知を徹底し、女性がその能力や技術を活かすことができる職場環境づくりを進めます。	商工振興課
○ 仕事をしながら自己啓発や健康維持、家庭責任を担うことができるように、働き方の見直しや両立支援等の推進によって、ワーク・ライフ・バランス社会を目指します。	商工振興課
○ ワーク・ライフ・バランスや、性別による固定的役割分担意識改革に向けて、啓発を行います。	まちづくり推進課 商工振興課
○ 仕事と家庭の両立の必要性についてのセミナー等を開催します。	まちづくり推進課

③ともに生きる社会環境整備

○ 女性に対するあらゆる暴力の予防と相談を強化するよう、警察等と連携し、相談窓口を充実させるとともに、暴力被害者の保護・自立の支援に努めます。	子ども家庭支援課 まちづくり推進課
○ 離婚、養育費、DV など、主に女性が抱える悩みや問題に関する相談窓口の充実を努めます。	まちづくり推進課
○ 子育ては、男女が共同して担っていくという意識を広め、多様化する子育てのニーズに応じる子育て支援体制の充実を努めます。	まちづくり推進課 子育て応援課 商工振興課
○ リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の考え方の普及及び生涯を通じた女性の健康づくりを推進します。	まちづくり推進課 健康管理課

います。

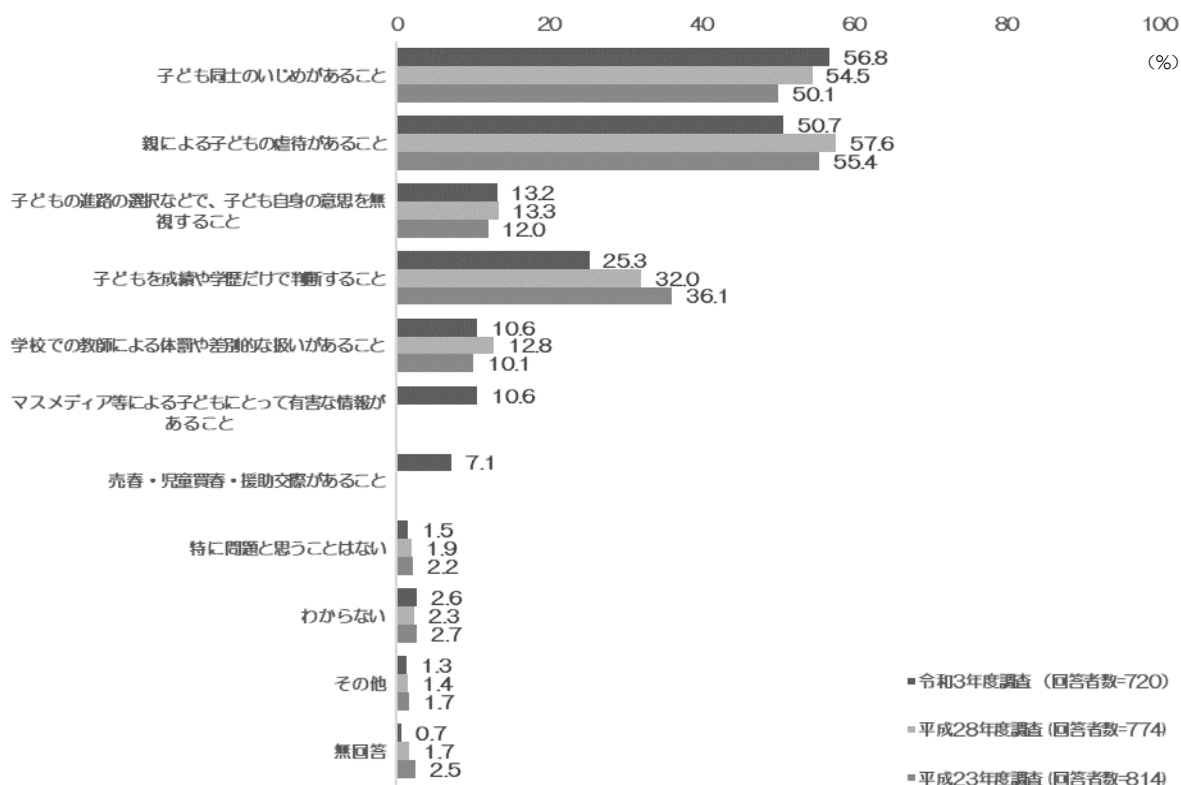
人権に関する市民意識調査によると、子どもの人権について特に問題があると思うことについては、「子ども同士のいじめ」の割合が 56.8%と最も高く、次いで「親による子どもの虐待」が 50.7%となっており、少子化や核家族化の進行等、近年の家庭を取り巻く環境の変化にともない、子どもをめぐる問題が顕在化していることがうかがえます。子どもの人権を守るために必要だと思うことについては、「子どもの個性や自主性を尊重するような社会をつくる」の割合が 31.4%と最も高く、次いで「家庭・学校・地域の連帯意識を高め、三者が連携して活動に取り組む」が 27.6%となっています。

このようなことから、子どもへの虐待行為は、子どもの人権を著しく侵害するだけでなく、子どもの健全な成長を阻害する重大な問題であるため、早期発見・早期対応に向け、家庭・学校・地域が連携し、地域社会全体の取り組みによる子育て家庭への支援を図る必要があります。また、すぐに相談できる相談窓口の充実や周知啓発を推進する必要があります。

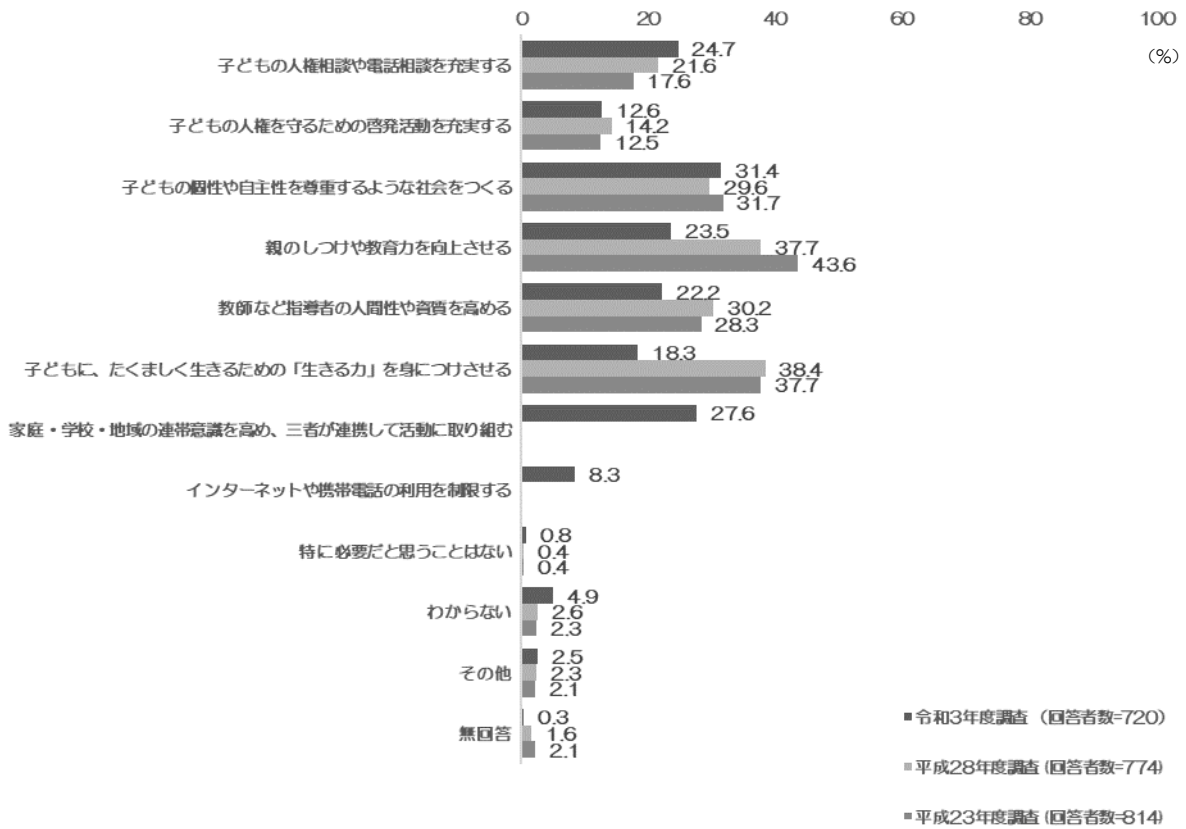
人権尊重の教育の充実による人権感覚を身に付けた子どもの育成に努め、学校やインターネットなどでのいじめや差別の早期発見、未然防止を目指した子どもの人権を守る体制づくりを推進する必要があります。

さらに、子ども一人ひとりの人権が尊重される社会の実現に向け、市民一人ひとりが家庭、子育てに対する関心をより一層高める必要があります。

子どもの人権で特に問題があると思うこと



子どもの人権を守るために必要だと思うこと



【施策の方向】



①子どもの人権を尊重する意識啓発

- 子どもを一人の個人として権利を持ち、尊重される存在であることを意識できるよう、市民全体に対して啓発を行います。

子育て応援課
 子ども家庭支援課
 学校教育課
 まちづくり推進課

②児童虐待等への取り組み

<p>○ 市民に対して児童虐待や体罰についての認識の促進を図るとともに、家庭児童相談の充実・強化を図ります。</p>	<p>子ども家庭支援課</p>
<p>○ 児童虐待や体罰の早期発見、早期対応、適切な援助及び発生防止のための施策を推進するため、要保護児童対策及び DV 対策地域協議会を中心として、学校・地域・関係機関・団体等との連携の強化を図ります。</p>	<p>子ども家庭支援課</p>
<p>○ ヤングケアラーの早期発見、適切な支援になげられるよう、支援体制の強化を図ります。</p>	<p>子ども家庭支援課</p>

③いじめや不登校等への対応

<p>○ 児童・生徒を対象にした「かかみがはら心のアンケート」により、現状等を把握することで、いじめや不登校の未然防止に努めます。</p>	<p>学校教育課</p>
<p>○ いじめや不登校傾向を示す児童・生徒の早期発見・早期対応に向けて適切な対処ができるよう、スクールカウンセラー等による校内教育相談機能の充実を図るとともに、スクールソーシャルサポーター等を通して、家庭・学校・各種相談窓口・専門機関の相互連携体制の強化に努めます。</p>	<p>学校教育課</p>
<p>○ 学校や家庭での教育に関する相談・悩みや心配事の相談に応じる「教育センター“すてっぷ”」や、不登校児童生徒を支援する「教育支援センター“あすなる教室”“さくら”」において、不登校・いじめ等への相談対応や居場所づくりに努めます。</p>	<p>学校教育課</p>
<p>○ インターネットや SNS の適切な利用について、教育・学習を進めます。</p>	<p>学校教育課</p>
<p>○ 児童・生徒の実態に応じ、適切な指導・援助ができるよう教職員・相談員の資質向上のための研修の充実を図ります。</p>	<p>学校教育課 青少年教育課</p>
<p>○ いじめの防止等のために、いじめ問題対策協議会を中心として、学校・地域・関係機関・団体等との連携の強化を図ります。</p>	<p>学校教育課</p>

④家庭や地域社会での青少年健全育成

<p>○ 子育て中の親と子どもたちが集まり交流や育児相談ができる場や、放課後子ども教室等の安全な遊び場の整備を進めるとともに、地域・家庭・学校が一体となって、青少年の健全育成を推進します。特に、青少年が地域の人とふれあい、安全・安心に生活できるコミュニティづくりを推進し、地域が一体となった地域主導の総合的な取り組みを推進します。</p>	<p>子育て応援課 青少年教育課</p>
<p>○ 青少年の健全な成長を阻害するおそれのある書籍、雑誌、映像ソフト、インターネット上の有害情報等、有害な社会環境から青少年を保護するとともに、社会環境の浄化に努めます。</p>	<p>青少年教育課</p>

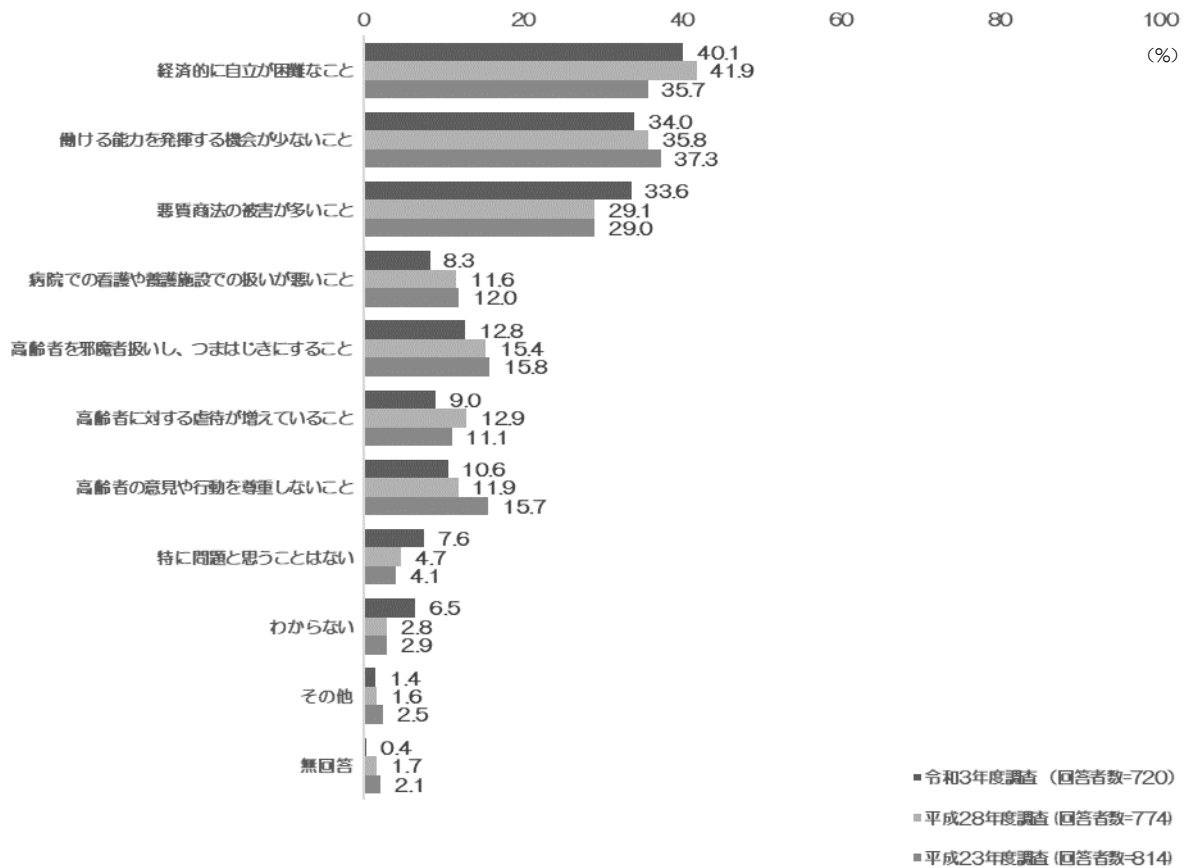
⑤相談体制の充実

<p>○ 「母子健康包括支援センター“クローバー”」において、妊娠期から子育て期にわたる母子保健及び育児に関する様々な悩みや不安等に円滑に対応し、包括的に支援を行います。</p>	<p>子ども家庭支援課</p>
---	-----------------

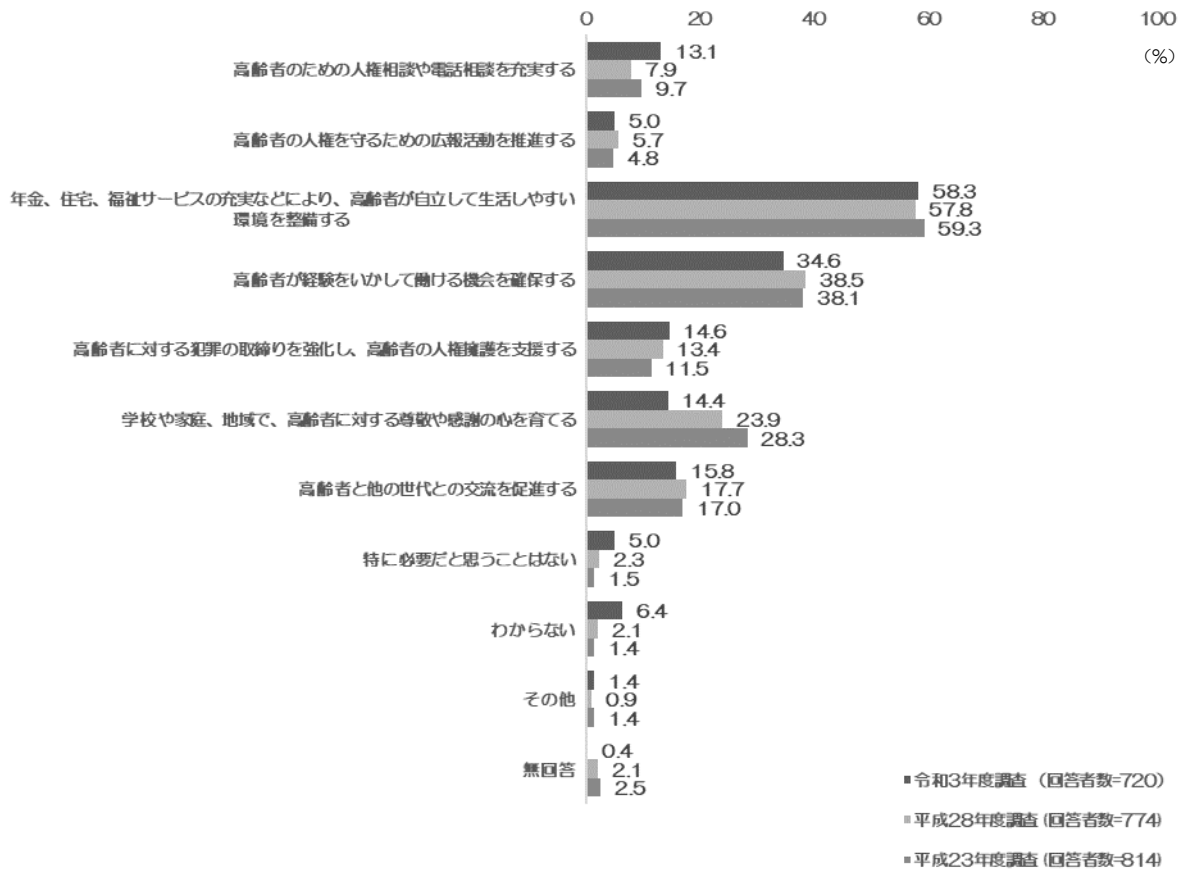
者が経験をいかして働ける機会を確保する」の割合が 34.6%となっています。

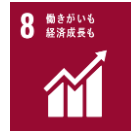
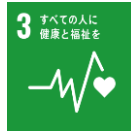
このようなことから、高齢者が経済的にも身体的にも自立し、地域で安心していきいきと暮らせるよう、能力やその経験を活かした就労機会の提供や福祉サービスの充実を図るとともに、高齢者の人権を尊重する社会の実現に向けた取り組みが必要です。

高齢者の人権で特に問題があると思うこと



高齢者の人権を守るために必要なこと





【施策の方向】

①自立・生きがい・健康づくりへの支援

<p>○ 高齢者が社会の重要な一員として自らの豊富な知識・経験を十分に発揮し、いきいきと生活できるよう、高齢者が活躍する機会や場所の提供、地域・学習活動への参加支援、就労機会の確保等、自立・生きがいづくりへの支援に努めます。</p>	<p>高齢福祉課 商工振興課</p>
<p>○ 生活の維持のためという経済的な面とともに、健康増進や生きがいを得ることができる機会を提供するため、シルバー人材センターの運営を支援します。</p>	<p>高齢福祉課</p>
<p>○ シニアクラブやクラブサークル活動の支援を行い、高齢者の生きがいづくりを推進します。</p>	<p>高齢福祉課 いきいき楽習課</p>
<p>○ フレイル予防（介護予防）事業を推進し、要介護状態になることを可能な限り予防するとともに、重度化防止、健康の維持や改善に取り組みます。</p>	<p>高齢福祉課</p>

②高齢者への虐待の対応

<p>○ 高齢者への虐待防止のため、地域の見守りの体制の充実や、虐待防止センターや警察等の関係機関との連携を強化するなど、早期発見・早期対応に努めます。</p>	<p>高齢福祉課</p>
--	--------------

③権利擁護体制等の充実

<p>○ 高齢者虐待や悪質な訪問販売等による被害から高齢者を守るため、成年後見制度の活用を支援します。今後もさらに、成年後見制度や日常生活自立支援事業の利用促進や普及啓発に努めます。</p>	<p>高齢福祉課</p>
<p>○ 警察と連携を取りながら、出前講座にて悪質商法、二重電話詐欺等に対する注意喚起や、相談窓口の充実を図ります。</p>	<p>まちづくり推進課</p>

④福祉・介護サービスの充実

<p>○ 高齢者ができる限り自立した生活が続けられ、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域包括ケアシステムの推進に努めます。</p>	<p>高齢福祉課</p>
<p>○ 何らかの支援を必要とするひとり暮らし高齢者等に対して、各種生活支援サービスを提供します。</p>	<p>高齢福祉課</p>
<p>○ 介護が必要になった高齢者に対しては、自らが選択して適切なサービスが利用できるよう、介護サービス基盤の計画的な整備を進めます。</p>	<p>介護保険課</p>
<p>○ 人権尊重の視点に立った質の高い介護サービスの確立と向上に努めるため、介護に携わる人に人権研修等に参加するよう啓発します。</p>	<p>介護保険課</p>

⑤高齢者理解の教育、構築

<p>○ 小・中学校の道徳教育において、思いやりの心や父母、祖父母を敬愛・感謝する心の育成を継続して実施します。</p>	<p>学校教育課</p>
--	--------------

⑥相談体制の充実

<p>○ 地域包括支援センターなどを窓口として活用し、身近な地域において気軽に相談できる体制の充実に努めます。</p>	<p>高齢福祉課</p>
---	--------------

(4) 障がいのある人の人権 ●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●

【現状と課題】

障がいの有無にかかわらず、すべての人が互いに助け合い、平等に生活し、活動できる「共生社会」をめざすノーマライゼーションの理念はわが国においても徐々に普及してきており、また、障がいのある人が生活するうえで物理的・心理的障壁を取り除いていく「バリアフリー」や「ユニバーサルデザイン」の概念も日常生活に浸透してきており、障がいのある人に対する理解は、深まりつつあります。

しかし現実には、障がいのある人に対する理解や配慮はまだ十分ではなく、その結果として障がいのある人の自立と社会参加が阻まれており、ノーマライゼーションの理念が完全に実現されているとはいえない状況にあります。

また、暴行や虐待、預金等の搾取、不要な契約への勧誘等の人権侵害の被害者になりやすいことも問題としてあげられます。

国においては、平成 14（2002）年 12 月に「障害者基本計画」を策定し、その後、平成 17（2005）年 4 月 1 日に「発達障害者支援法」、平成 24（2012）年 10 月 1 日に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」の施行、令和元（2019）年 6 月 14 日に「障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）」の一部改正等の法整備が進められ、ノーマライゼーションの実現に向けて、更なる障がい者施策への取り組みを進めてきました。

平成 23（2011）年 8 月の「障害者基本法」の改正では、障がいのある人を権利の主体である地域社会の一員としてとらえ、障がいの有無に関わらずすべての国民が個性と人格を認め支えあう共生社会の実現が方向づけられるとともに、障がいを理由とする差別の禁止を基本原則として規定し、同原則の具体化のため、平成 28（2016）年 4 月 1 日に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行されました。また、平成 25（2013）年 4 月 1 日に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」が施行され、障がい福祉サービスの充実が図られています。

本市においては、人格と個性を尊重し共に支え合う共生社会を推進するために、令和 3（2021）年度から 6 年間で計画期間とする「各務原市第 5 次障がい者計画」を策定し、「笑顔あふれる思いやりのまち かかみがはら」をめざした環境づくりや福祉サービス、教育などの充実を推進しています。

人権に関する市民意識調査によると、障がいのある人の人権問題で特に問題があると思うことについては、「障がいのある人に対する人々の理解

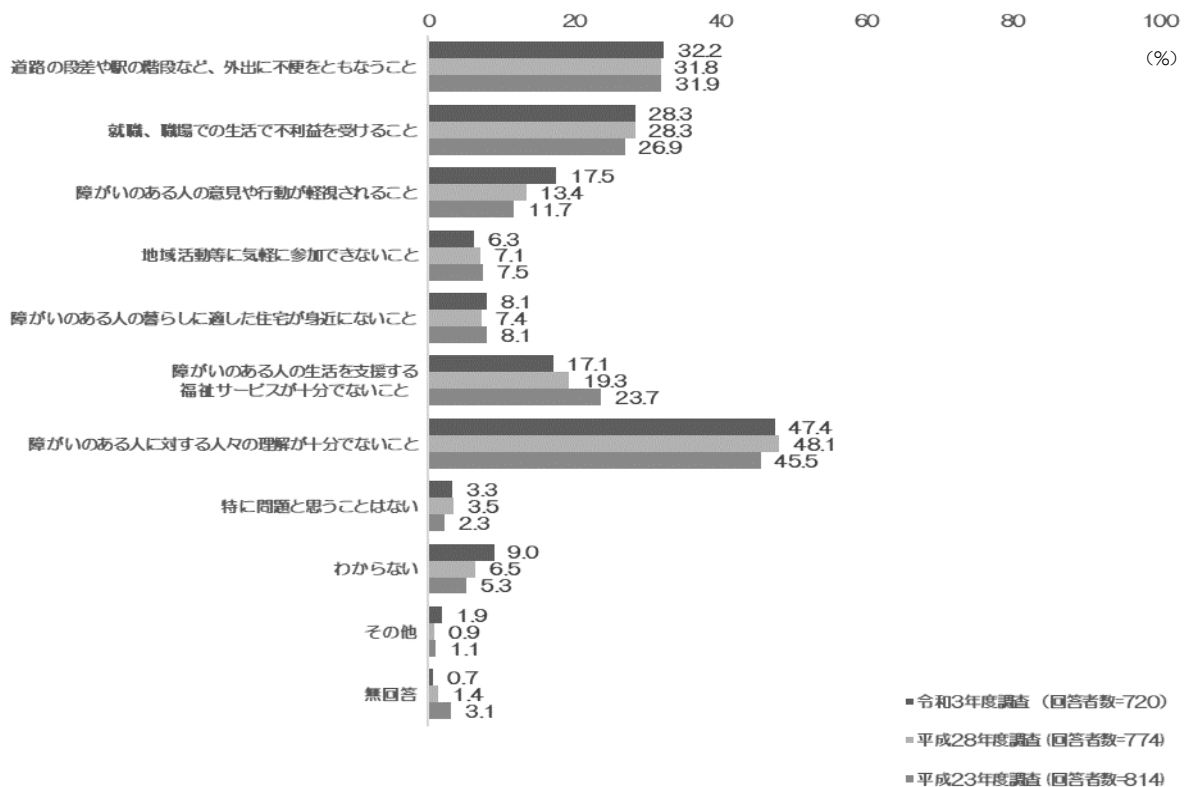
が十分でないこと」の割合が 47.4%と最も高く、次いで「道路の段差や駅の階段等、外出に不便をとまなうこと」の割合が 32.2%、「就職、職場での生活で不利益を受けること」の割合が 28.3%となっています。障がいのある人の人権を守るのに必要なことについては、「障がいのある人の就労機会を確保する」の割合が 37.6%と最も高く、次いで「障がいのある人が安心して外出できるよう、バリアフリー化をすすめる」の割合が 35.8%「障がいのある人が必要とする福祉サービスや施設を充実する」の割合が 32.8%となっています。

このようなことから、障がいのある人が、住み慣れた地域において安心して自立した生活や社会参加ができるよう、様々な社会参加や働ける場所・機会の充実を図るとともに、保健・医療・福祉サービス等の連携による切れ目のない支援の充実や、建物・道路等のバリアフリー化等の整備を図る必要があります。

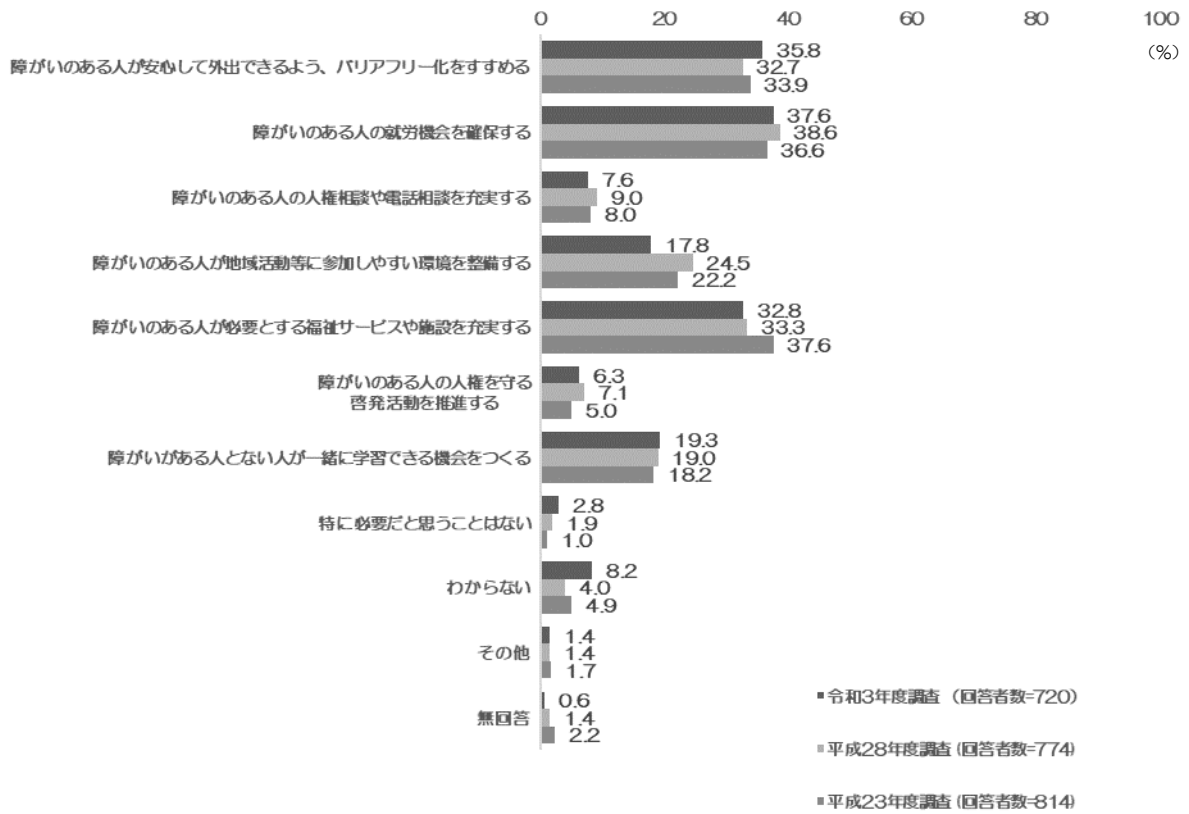
また、市民一人ひとりが障がいの特性や障がいのある人への理解を深めるように、広報紙やウェブサイト等を積極的に活用し、啓発・広報活動や交流事業を推進する必要があります。

さらに、児童・生徒及び保護者の意向や一人ひとりの教育的ニーズ、必要な支援の内容を踏まえて学習機会を提供したり、適切に指導・支援したりするため、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校という多様な学びの場のそれぞれの充実を図っていくことが必要です。

障がいのある人の人権問題で特に問題があると思うこと



障がいのある人の人権を守るのに必要なこと



【施策の方向】



①理解と交流の促進

<p>○ 障がいやノーマライゼーションについての知識の普及、理解の浸透を図り、地域住民による助けあい、見守り活動を促進するため、広報紙やウェブサイト等により積極的に情報発信を行います。</p>	<p>社会福祉課</p>
<p>○ 障がい者団体の活動を支援し、その活動の積極的な周知により、障がいのある人の地域における自立した生活を促進するとともに、地域における支え合いの体制づくりを推進し、各種研修等を通じ、マンパワーの育成とボランティア活動を推進します。</p>	<p>社会福祉課</p>
<p>○ 児童生徒の福祉の心が育つよう、幼少の頃から障がいのある人との交流の機会を設けるとともに、児童生徒を通して、家庭や地域への障がいのある人に対する正しい理解の浸透を促進します。</p>	<p>社会福祉課 学校教育課</p>

②雇用・就労の支援

<p>○ 就労移行支援事業所や公共職業安定所（ハローワーク）との連携を強化し、個人の能力に応じた就労移行を促進します。また、市内の就労移行支援事業所の確保を検討し、より身近な地域における支援体制を充実させます。</p>	<p>社会福祉課 商工振興課</p>
<p>○ 就労支援コーディネーターにより、就労手続きから職場での悩みまで、個々の状況に応じた寄り添い型の就労相談支援を、今後も実施していきます。</p>	<p>社会福祉課</p>
<p>○ 就労系福祉サービス事業所などに公共交通機関を利用して通所する際の交通費の一部を助成することにより、障がいのある人の就労及び自立を支援します。</p>	<p>社会福祉課</p>
<p>○ 一般就労が困難な人に対して、就労継続支援事業等の福祉的就労の場の充実に努めます。</p>	<p>社会福祉課</p>

③社会参加の促進

<p>○ スポーツ・レクリエーション活動において、活動に関する情報提供や、障がいのある人がその特性と興味に応じて参加できる各種スポーツイベントの開催、参加を支援します。</p>	<p>スポーツ課 社会福祉課</p>
<p>○ 聴覚障がいのある人が、講演会等への参加をしやすいするために、手話通訳、要約筆記を付けるなど、主体的な社会参加を支援します。</p>	<p>社会福祉課</p>
<p>○ 障がいのある人の移動手段を確保するため、障がいのある人の特性に合わせた外出支援サービスの充実を図るとともに、公共交通機関の利便性向上を図ります。</p>	<p>社会福祉課 福祉総務課 公共交通政策室</p>

④福祉サービス・相談体制の充実

<p>○ 一人ひとりの障がいの特性や程度、多様なニーズに対応できるよう、入所・入居施設の整備やサービスの充実に努め、障がいのある人の地域における支援体制を強化します。また、関係機関と連携し、地域生活支援拠点等の拡充に努めます。</p>	<p>社会福祉課</p>
<p>○ 障がいのある人が地域で安心して暮らせるよう、「基幹相談支援センター“すまいる”」において、サービス利用に関する相談のほか、相談支援事業所との連携を強化しながら、よりきめ細やかな相談支援体制の充実に努めます。</p>	<p>社会福祉課</p>
<p>○ 障がいのある人の参画や、関係機関のネットワークによる「障がい者地域支援協議会」を通して、相互に人格と個性を尊重し、共に支え合って安心して暮らせる「共生社会」の推進（地域が支えるしくみと公的なサービスの充実）に向けた協議を継続していきます。</p>	<p>社会福祉課</p>

⑤住み良い環境づくり

<p>○ 障がいのある人が住み慣れた地域の中で快適に生活できるよう、バリアフリー、ユニバーサルデザインに配慮した建物、道路等の整備を促進し、障がいのある人にやさしいまちづくりを推進します。</p>	<p>管財課 道路課 河川公園課</p>
<p>○ 視覚障がいのある人に配慮し、音声読み上げ、文字拡大、配色変更を行う「閲覧支援サービス」により、ウェブサイト内の情報を快適に利用することができるよう努めます。</p>	<p>広報課</p>
<p>○ 「市成年後見支援センター」と連携し、判断能力が不十分な人の権利を守る成年後見制度について利用の促進に努め、障がいのある人の権利擁護を推進します。</p>	<p>社会福祉課</p>
<p>○ 障害者虐待防止法について市民への周知・啓発を図るとともに、「障がい者虐待防止センター」の機能を充実させ、障がい者虐待防止体制の強化を図ります。</p>	<p>社会福祉課</p>

⑥特別支援教育の充実

<p>○ 一人ひとりの障がいの状態や特性に応じた個別的な教育支援体制や支援内容の充実を図り、障がいのある子どももいない子どもも、共に育つインクルーシブ教育システムの実現に努めます。</p>	<p>学校教育課</p>
<p>○ 障がいのある児童・生徒の能力や希望に応じた適正な進路が選択できるよう、小・中学校及び特別支援学校における特別支援教育を充実させるとともに、小中高一貫の特別支援学校を整備することで、連続的に発達段階に応じた指導の充実を図ります。</p>	<p>学校教育課 教育施設整備推進室</p>

(5) 同和問題（部落差別） ●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●

【現状と課題】

同和問題（部落差別）は、日本社会の歴史の中で形づくられた身分制度に基づく部落差別であり、同和地区・被差別部落等と呼ばれる一部の人々が生まれ育った地域において不当に差別される、日本固有の重大な人権問題です。

昭和 40（1965）年に出された国の同和対策審議会の答申では、「同和問題の早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である」と位置づけ、この答申を踏まえ、同和問題（部落差別）の早期解決に向けて、昭和 44（1969）年 7 月 10 日に「同和対策事業特別措置法」が施行され、その後 33 年間にわたり生活環境の改善や啓発活動等の諸政策が国策として実施されてきました。平成 14（2002）年の期限切れに伴い、国策としての同和対策事業は一旦終了しましたが、今なお、自治体単位では同和対策事業が推進されています。また、平成 28（2016）年 12 月 16 日に「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）」が施行され、現在もなお部落差別が存在する認識の下、これを解消するための基本理念が定められるとともに、国と地方公共団体の責務が明らかにされ、地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえ、地域の実情に応じて施策を講じるよう努めることと定められました。

同和問題（部落差別）に関する差別や偏見の意識は時代を経て全体的には着実に解消に向かいつつありますが、地域によっては結婚問題をはじめとするさまざまな心理的差別が根深く存在し、今日では匿名性を悪用したインターネット上での差別助長的な情報の発信や差別事象等が発生しています。

また、「えせ同和行為」も問題となっており、同和問題（部落差別）を口実として企業・行政機関等へ不当な圧力をかけて高額な書籍を売りつけるなどの行為に対して、行政や企業等が密接に連携して対処することが重要です。

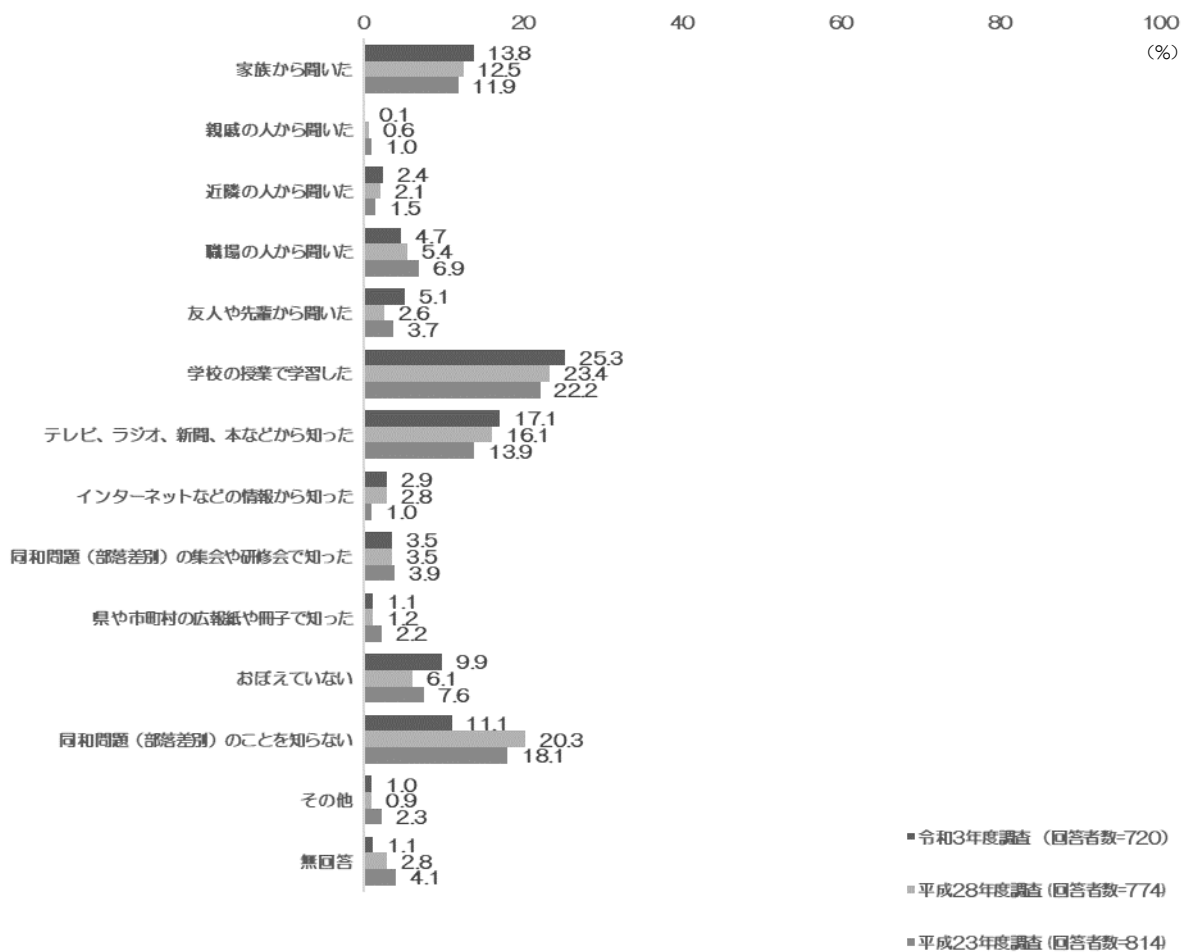
人権に関する市民意識調査によると、同和問題（部落差別）を知ったきっかけについては、「学校の授業で学習した」の割合が 25.3%で最も高く、次いで「テレビ、ラジオ、新聞、本などから知った」の割合 17.1%となっています。一方で、「同和問題（部落差別）のことを知らない」の割合は 9.2 ポイント減少し、11.1%となっています。同和問題（部落差別）に関する人権について特に問題があると思うことについては、「差別的な言動をされること」の割合が 26.3%、次いで「就職・職場で不利な扱いを受けること」の割合が 22.9%、「結婚問題で周囲の反対を受けること」の割合が 22.4%となっています。また、「わからない」の割合は 26.4%

と最も高くなっています。同和問題（部落差別）に対する構え方については、「人間の自由や平等に関する問題なので、解決のために努力したい」の割合が 29.6%、「あまりさわがずそっとしておけばよい」の割合が 15.1%となっています。また、「わからない」の割合が前回よりも 0.1 ポイント増加して 31.0%と最も高くなっています。家族の結婚相手が、同和地区出身の人であることがわかったときどうするかについては、「少しは気になるが、結婚は当人同士の合意が尊重されるべきなので、本人の意志にまかせる」の割合が 40.0%で最も高く、次いで「何もこだわることではないので、結婚に賛成する」の割合が 24.2%となっています。

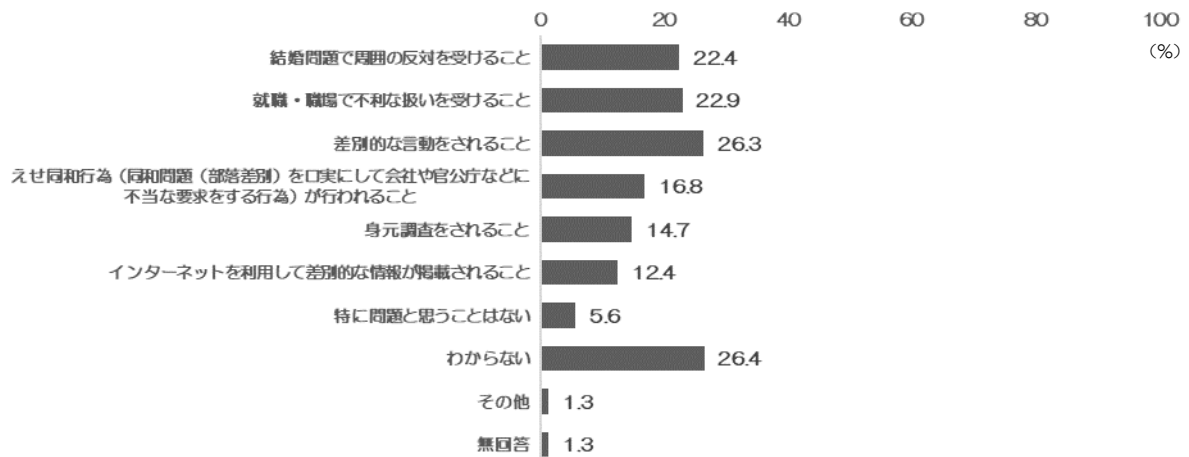
このようなことから、これまでの人権同和教育、啓発活動での成果を踏まえ、さらなる人権教育や啓発の推進に力を注ぎ、同和問題（部落差別）についての正しい理解と解消への意識を広めることが必要です。

また、「えせ同和行為」等の同和問題（部落差別）の解決を阻む問題に対して、毅然とした対応がとれるよう、行政や関係機関、企業等の連携と情報共有を図る必要があります。

同和問題（部落差別）を知ったきっかけ

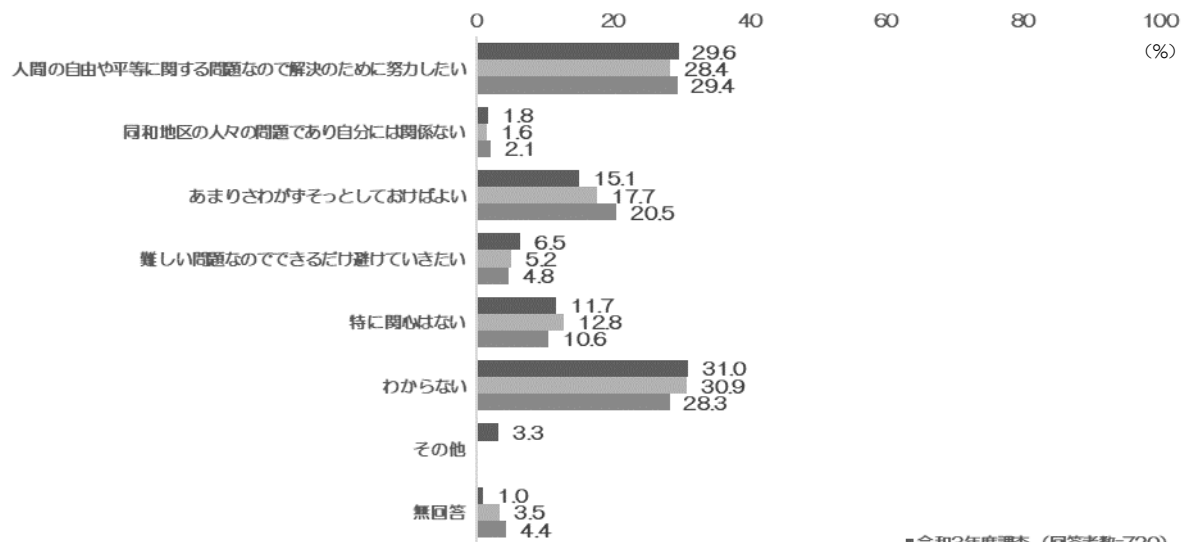


同和問題（部落差別）に関する人権について特に問題があると思うこと



■令和3年度調査（回答者数=720）

同和問題（部落差別）に対する構え方

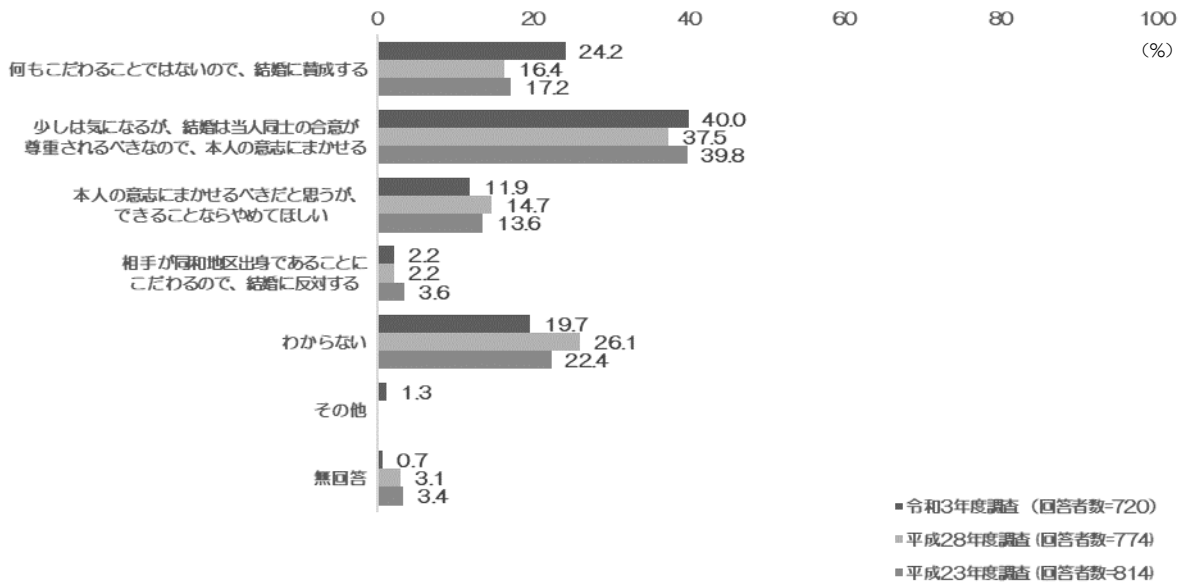


■令和3年度調査（回答者数=720）

■平成28年度調査（回答者数=774）

■平成23年度調査（回答者数=814）

家族の結婚相手が、同和地区出身の人であることがわかったときどうするか



【施策の方向】



①人権同和教育の推進

○ 学校教育では、人権感覚を育む学習内容・指導方法の改善と充実に努め、同和問題（部落差別）をはじめとするあらゆる差別・偏見をなくし、お互いの人権を認め合う人権尊重教育を推進します。	学校教育課
○ 市職員や教職員に対する人権同和教育研修の実施、充実に努めます。	まちづくり推進課 人事課 学校教育課
○ 社会教育では、同和問題（部落差別）をはじめとする人権問題に関する学習意欲を喚起するとともに、社会教育施設等において関係事業を実施します。	いきいき楽習課

②啓発の推進

<p>○ 同和問題（部落差別）についての正しい知識・理解を深め、偏見や差別意識を解消し、同和問題（部落差別）の解消を目指して、人権意識の普及高揚を図るための啓発活動を充実します。</p>	<p>まちづくり推進課</p>
<p>○ 広報紙・ウェブサイト等、各種情報媒体を活用した啓発、講演会・研修会等の開催、啓発パンフレットの配布等、様々な手法により効果的な啓発活動に努めます。</p>	<p>まちづくり推進課</p>
<p>○ 地域をはじめ企業や公共性の高い組織等に人権に関する講演会・研修会等への参加を促し、人権意識の高揚を図ります。</p>	<p>商工振興課 まちづくり推進課</p>

③「えせ同和行為」の排除

<p>○ 官公庁や企業等に対して不当な要求や不法な行為を行い、結果的に同和問題（部落差別）の解消を妨げている「えせ同和行為」に対する正しい認識と、遭遇した場合に適切な対応がなされるよう、広報・啓発パンフレット等を活用した啓発を図ります。</p>	<p>まちづくり推進課 商工振興課</p>
--	---------------------------

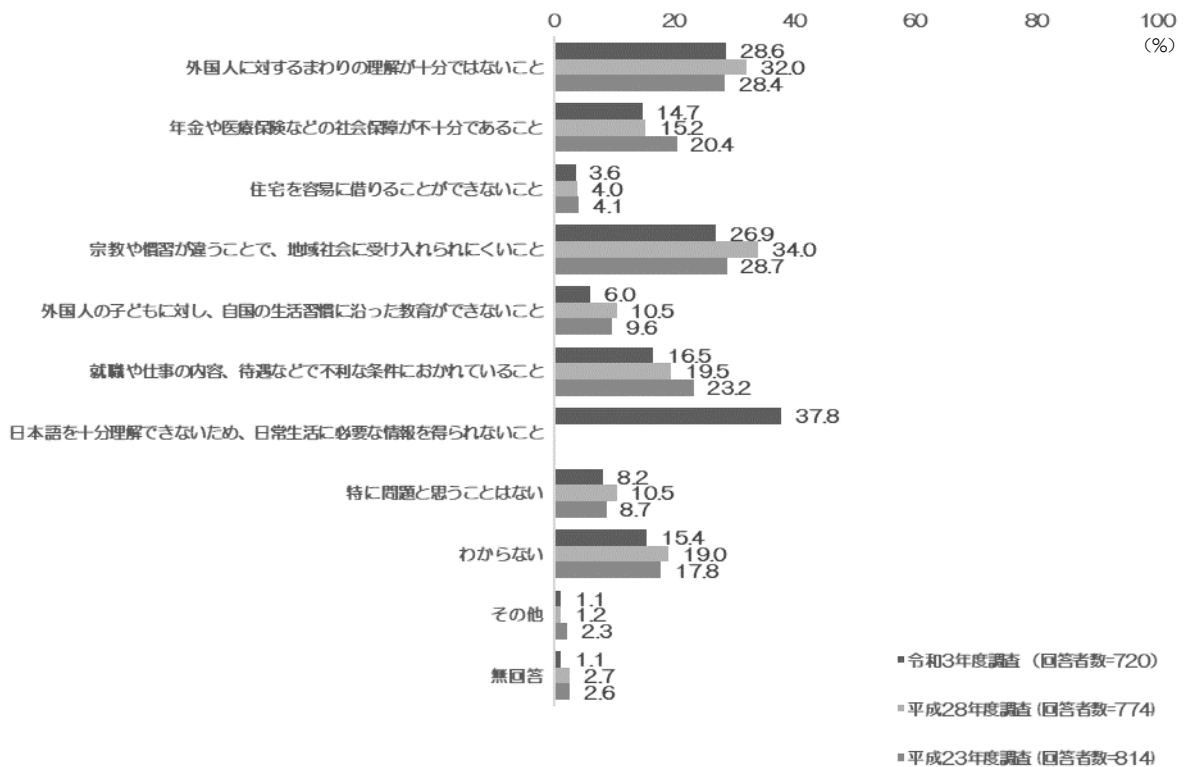
④人権侵害事案への対応

<p>○ 同和問題（部落差別）を理由とする結婚差別、就職差別、匿名性を悪用したインターネット上での差別助長的な情報の発信や差別事象等、悪質な事案が発生しており、こうした人権侵害事案に対して迅速に対応できるよう、国の機関・県・市並びに関係機関・団体等との相互の連携・協力を図ります。</p>	<p>まちづくり推進課</p>
--	-----------------

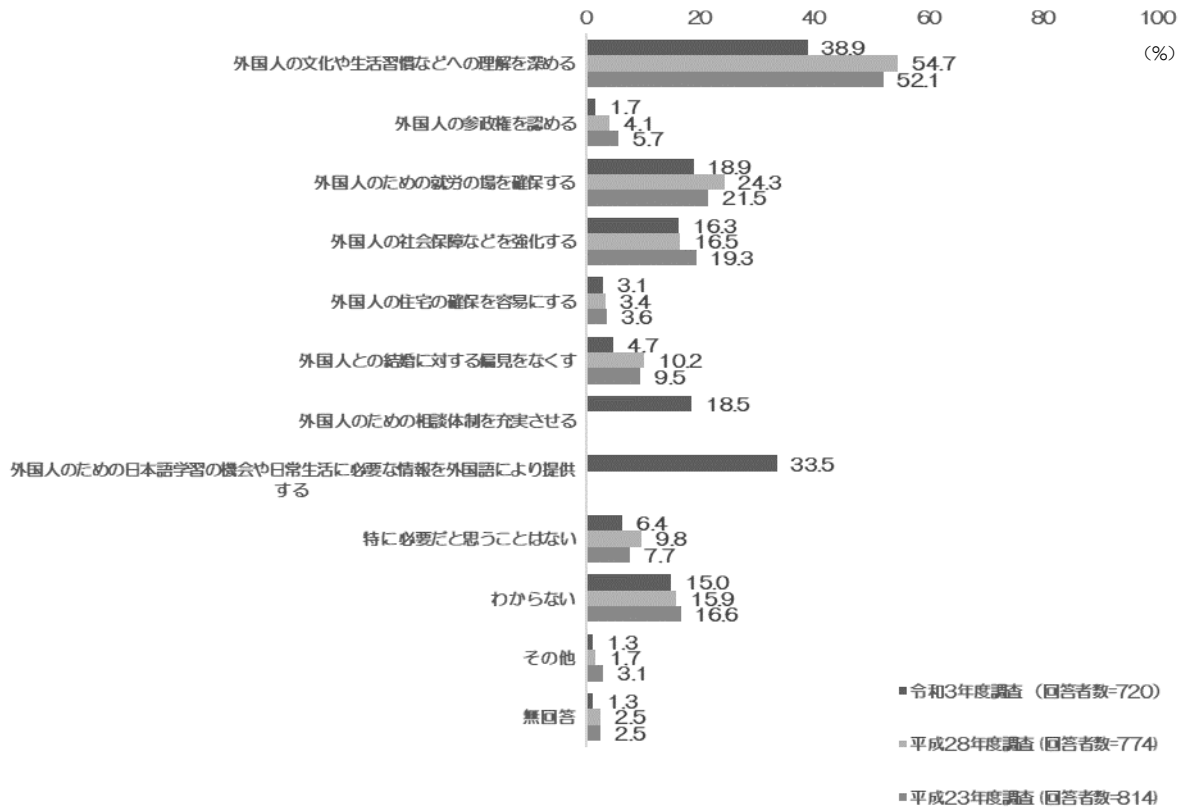
く、次いで「外国人のための日本語学習の機会や日常生活に必要な情報を外国語により提供する」の割合が 33.5%、「外国人のための就労の場を確保する」の割合が 18.9%となっています。

このようなことから、多文化共生の取り組みを一層推進し、市民及び外国人市民が、お互いの文化、習慣や価値観に対する理解を深め、尊重し合える意識を育み、国籍や文化の違いに関わらず、誰もが住みよい地域づくりを進めていくことが必要です。

外国人の人権について特に問題があると思うこと



外国人の人権を守るために必要だと思うこと



【施策の方向】



①国際交流の推進

○ 文化、習慣や価値観の違いを理解し、多文化が共生する社会や地域づくりを目指し、市民や各種団体等を対象として外国文化を紹介・体験する各種講座や語学教室、外国人との交流イベント等を開催します。	観光交流課
○ 市民や各学校、各種団体等が行う国際交流事業を積極的に支援していきます。	観光交流課

②外国人が暮らしやすい環境づくりの推進

<p>○ 多様な言語による住宅や就労、保健、福祉、防災等の生活情報の提供及び専門相談員による相談業務等、国際協会や各種公共機関と連携しながら、外国人が安心して快適な生活が送れるよう、生活支援の充実に努めます。</p>	観光交流課
<p>○ 出入国在留管理庁と文化庁が作成した「在留支援のためのやさしい日本語ガイドライン」をもとに、外国人が分かりやすい情報発信に努めます。</p>	観光交流課

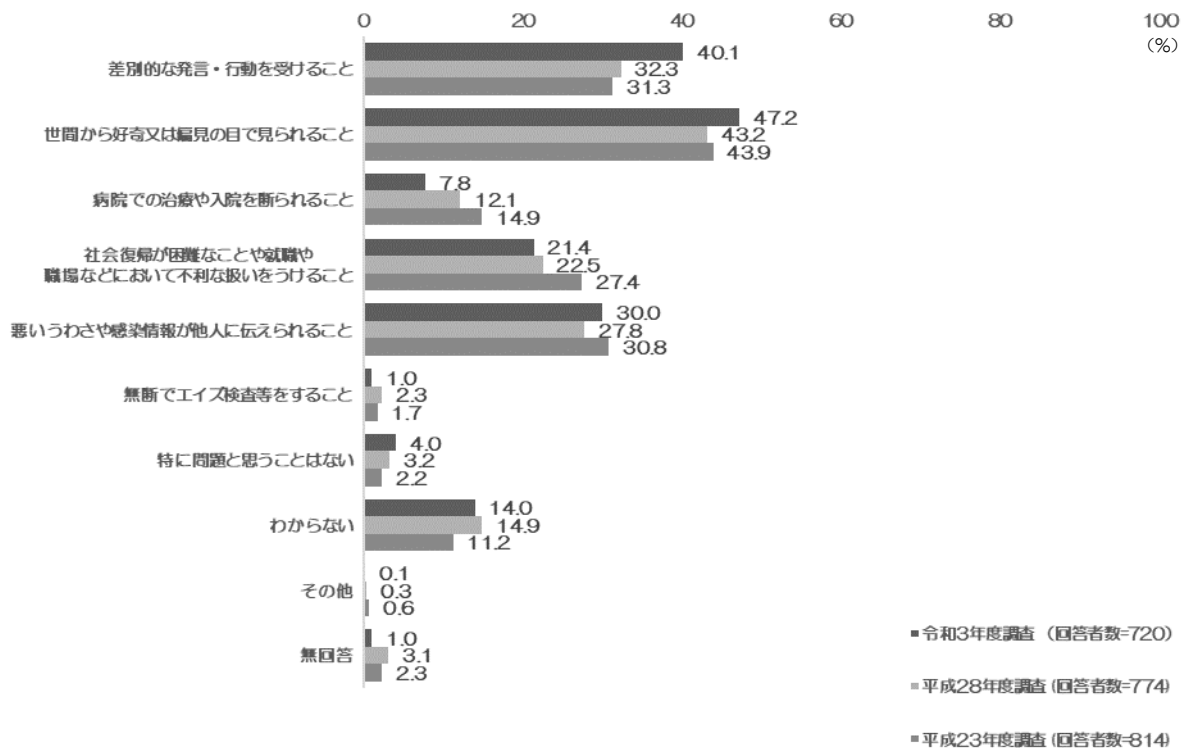
③啓発の推進

<p>○ 文化、慣習が異なることを理解し、差別や偏見をなくすための啓発やヘイトスピーチなど不当な差別は許されないことの啓発を推進します。</p>	観光交流課 まちづくり推進課
--	-------------------

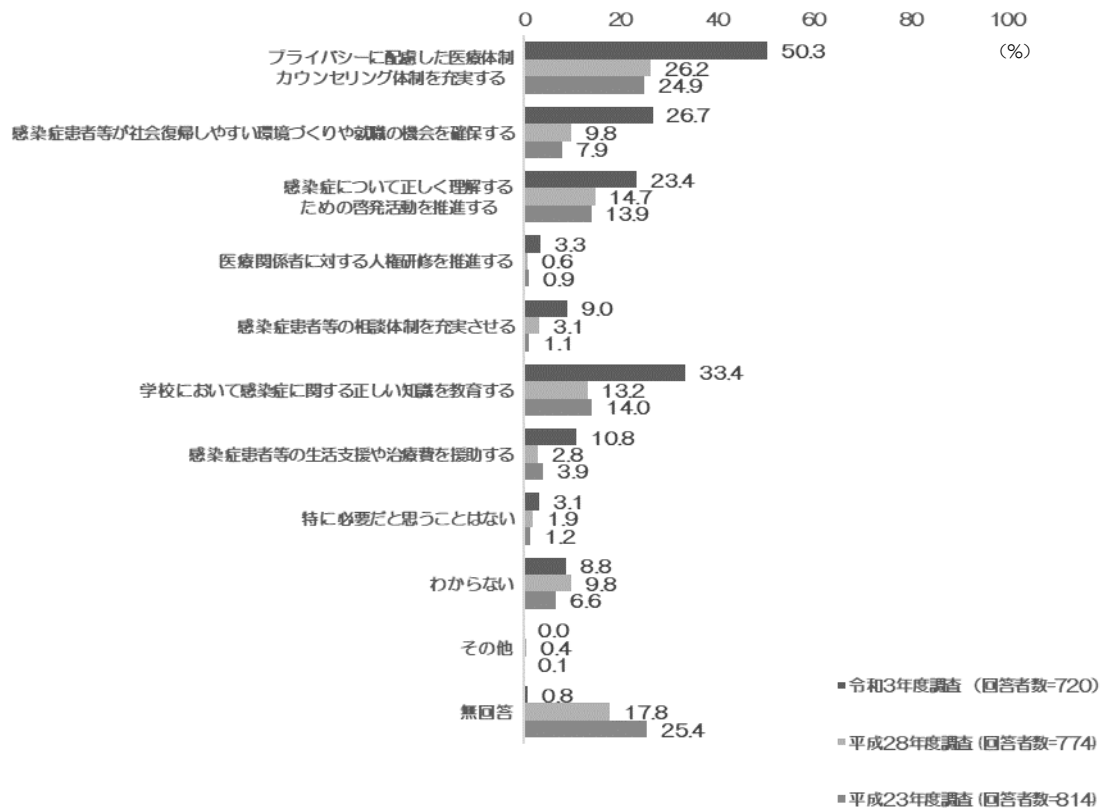
に関する正しい知識を教育する」の割合が 33.4%、「感染症患者等が社会復帰しやすい環境づくりや就職の機会を確保する」の割合が 26.7%となっています。新型コロナウイルス感染症に関する人権問題で特に問題があると思うことについては、「感染者やその家族への不当な扱いがあること」の割合が 48.9%と最も高く、次いで「医療従事者やその家族への不当な扱いがあること」の割合が 48.6%、「悪いうわさや感染情報が他人に伝えられること」の割合が 35.8%となっています。

感染症患者等に対する差別や偏見をなくすためには、感染症に対する理解や認識が必要で、患者や元患者、家族等の人権に十分に配慮しながら、感染症についての正しい知識の普及や啓発活動を推進していく必要があります。

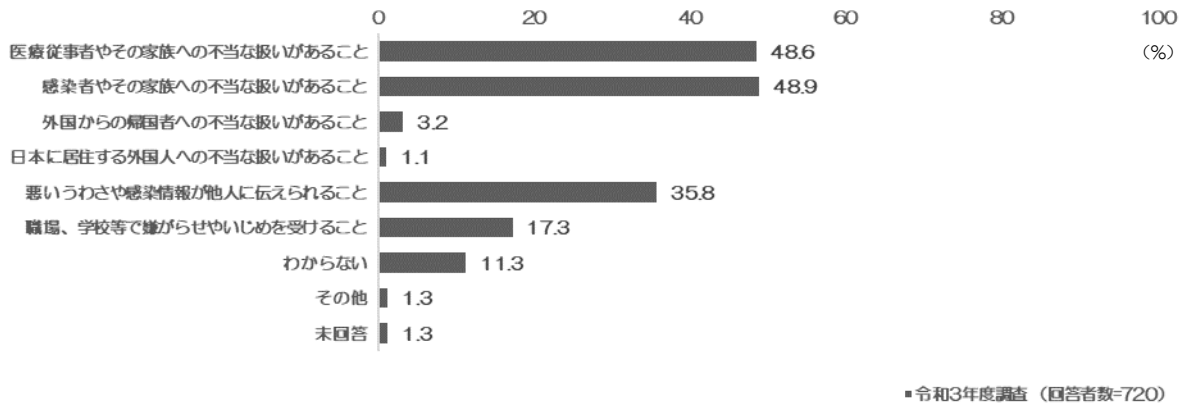
感染症患者の人権問題で特に問題があると思うこと



感染症患者等の人権を守るために必要なこと



新型コロナウイルス感染症に関する人権問題で特に問題があると思うこと





【施策の方向】

①啓発の推進

<p>○ HIVやハンセン病、新型コロナウイルス等、各種感染症についての偏見や差別をなくすため、各種感染症に関する正しい知識や理解の普及啓発に努めます。</p>	<p>健康管理課 まちづくり推進課</p>
--	---------------------------

②相談の実施

<p>○ 保健所と連携し、感染症の不安や悩み等に対する相談・支援体制の充実に努めます。</p>	<p>健康管理課</p>
---	--------------

(8) 刑を終えて出所した人の人権 ●●●●●●●●●●●●●●●●

【現状と課題】

刑を終えて出所した人に対して、社会復帰を妨げる誹謗中傷や就職差別等、本人のみならずその家族に対しても根強い偏見や差別があります。

また、本人に更生の意欲があるにも関わらず、社会的に排除され、就労の場を得られないために、生活の基盤が保障されず、結果として出所した人が再び罪を繰り返すという問題もあります。

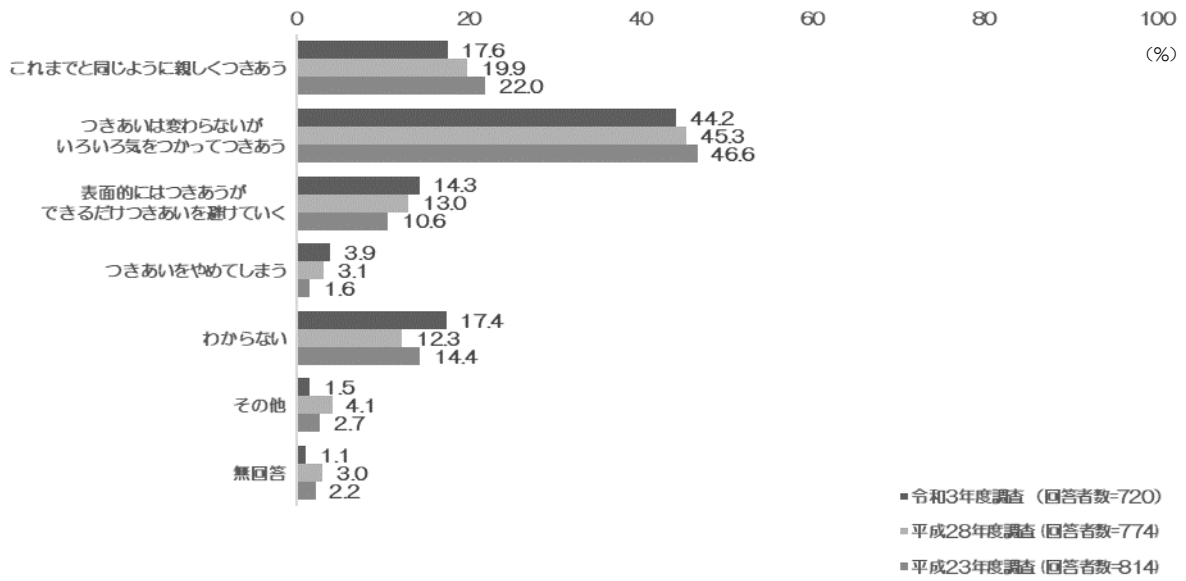
社会に復帰する努力を重ねても、前歴についてのうわさが流され、本人の更生意欲がそがれたり、更生そのものが阻害されたりする場合も少なくありません。

国においては、罪を犯した人が社会において孤立することなく、再び社会の構成員の一員になることを支援する「再犯の防止等の推進に関する法律」が平成28(2016)年12月14日に施行され、平成29(2017)年12月15日に「再犯防止推進計画」が閣議決定されました。この計画では、周囲の人の理解と協力を得つつ、犯罪をした人の円滑な社会復帰を促進することによる再犯の防止が犯罪対策において重要であるとしています。

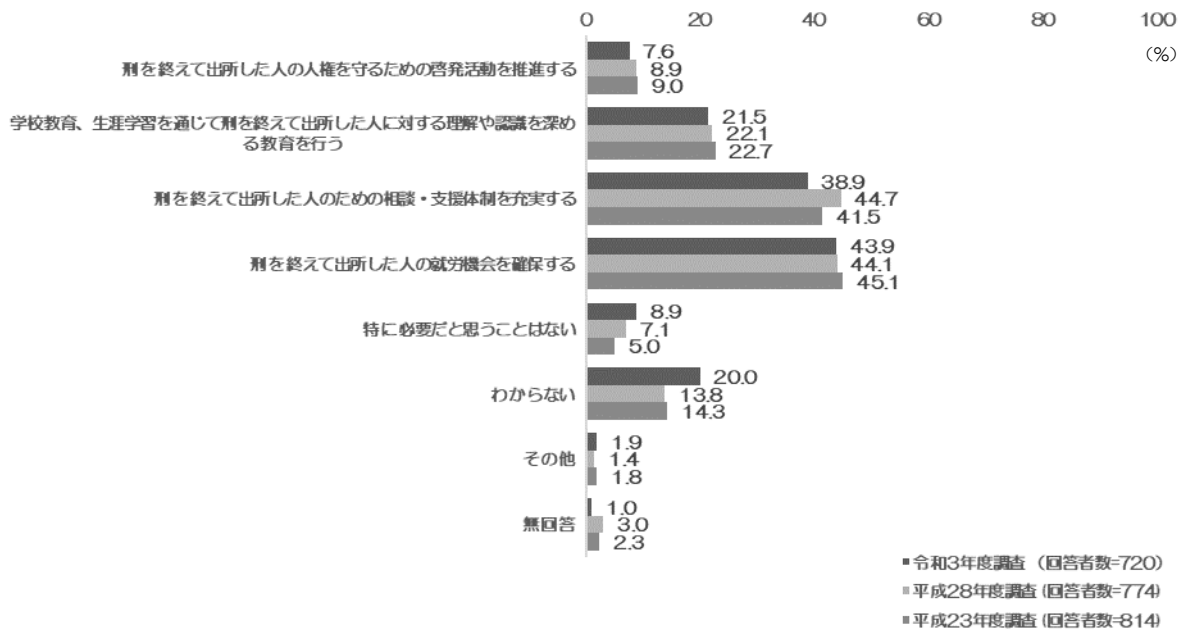
人権に関する市民意識調査によると、刑を終えて出所した人であるとわかった場合の接し方については、「つきあいは変わらないが、いろいろ気をつけてつきあう」の割合が44.2%、「これまでと同じように親しくつきあう」の割合が17.6%となっています。刑を終えて出所した人の人権を守るために必要なことについては、「刑を終えて出所した人の就労機会を確保する」の割合が43.9%、「刑を終えて出所した人のための相談・支援体制を充実する」の割合が38.9%となっています。

このようなことから、刑を終えて出所した人が真に更生を果たし、社会の一員として円滑な生活を営むため、啓発活動や社会復帰を支援する取り組みの推進が求められています。

刑を終えて出所した人であるとわかった場合の接し方



刑を終えて出所した人の人権を守るために必要だと思うこと





【施策の方向】

①啓発の推進

<p>○ プライバシーの保護に配慮した視点に立ち、刑を終えて出所した人への偏見や差別意識をなくすために、関係機関等と連携・協力しながら啓発活動の推進に努めます。</p>	まちづくり推進課
<p>○ 犯罪や非行のない安全・安心な地域社会を築くため、「社会を明るくする運動」等を通して、再犯の防止に向け、地域での理解を促進します。</p>	福祉総務課

②関係機関との連携

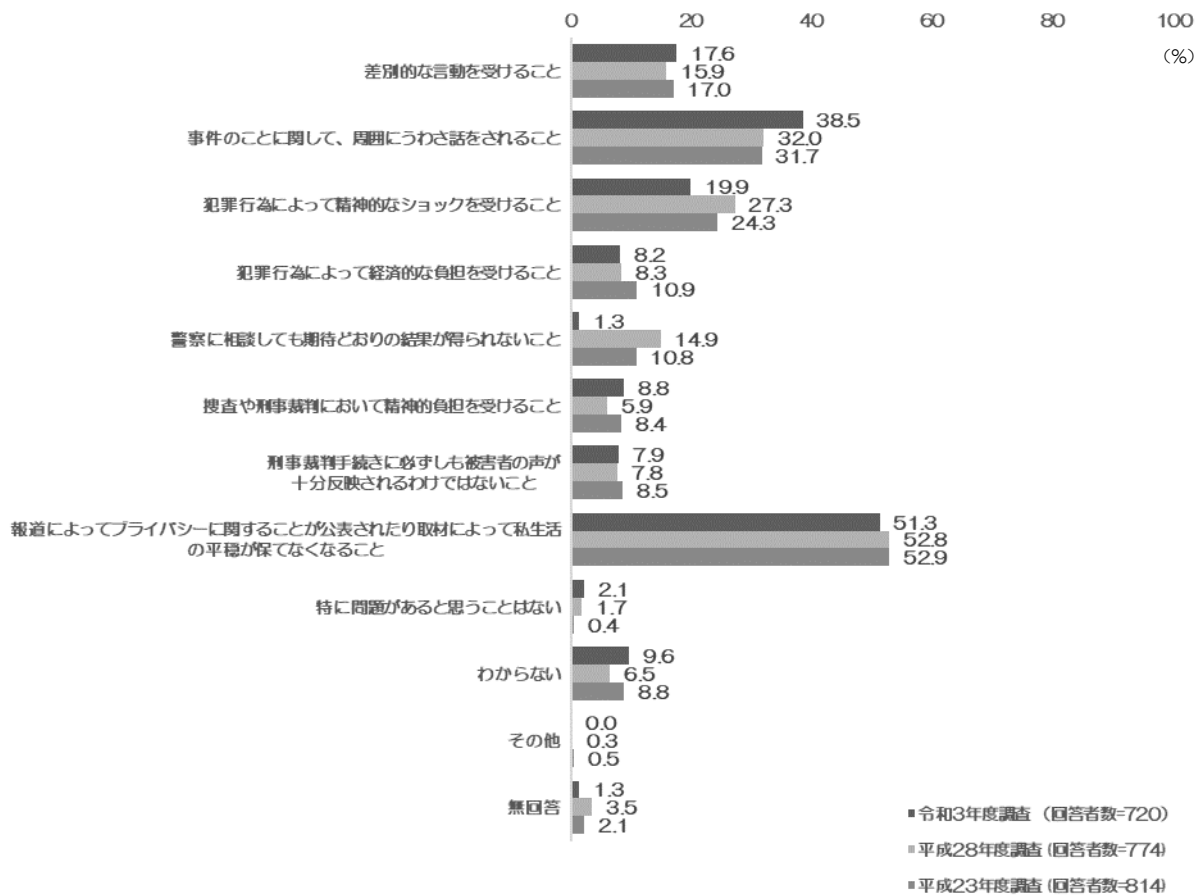
<p>○ 安全・安心に暮らせる社会の実現に寄与するため、更生保護に携わる保護司会や更生保護女性会の活動を支援します。</p>	福祉総務課
<p>○ 身近な地域の活動拠点となる更生保護サポートセンターの運営を支援します。</p>	福祉総務課
<p>○ 医療・福祉関係機関や就労支援機関等との緊密な連携を図り、必要な支援へ結びつけることで、安定した生活を実現し、再犯の防止につなげます。</p>	福祉総務課

対応を徹底する」の割合が前回より 5.2 ポイント増加し、20.4%になっています。

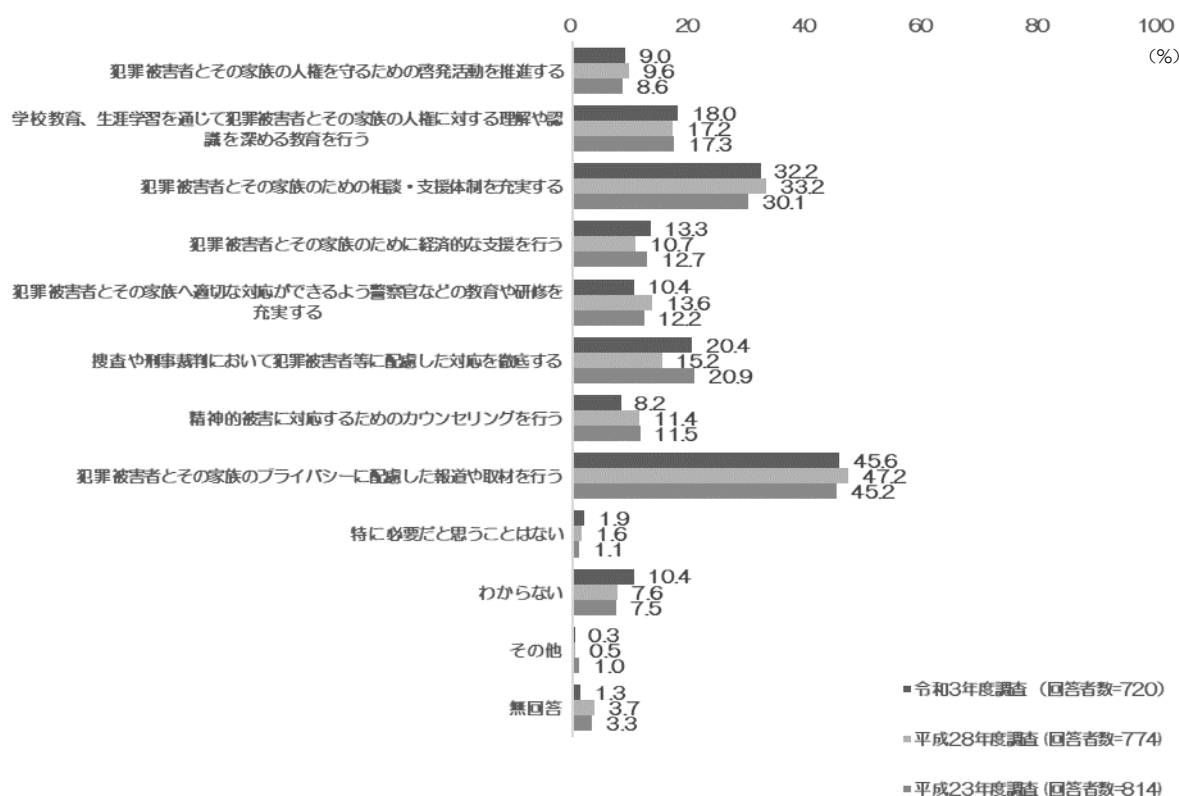
このようなことから、犯罪被害者やその家族の人権が侵害されるケースはさまざまであり、被害者の人権の尊重を基本とした犯罪被害者等に対する理解を深める啓発活動を推進する必要があります。

また、近隣の噂や中傷といった二次的被害の対策等、犯罪被害者やその家族への人権侵害を防止する取り組みや、犯罪被害者やその家族への相談・支援体制を充実していく必要があります。

犯罪被害者やその家族の人権問題で特に問題があると思うこと



犯罪被害者とその家族の人権を守るために必要なこと



【施策の方向】

①啓発の推進

<ul style="list-style-type: none"> ○ 犯罪被害者やその家族が受けている直接的・間接的被害に対する現状や援助の必要性について、市民の認識を深めるための啓発活動を推進します。 	まちづくり推進課
--	----------

②相談等の実施

<ul style="list-style-type: none"> ○ ぎふ犯罪被害者支援センターや警察署などの専門機関・関係機関等と連携し、犯罪被害者等の不安や悩みなどに対応する相談体制の充実に努めます。 	まちづくり推進課
<ul style="list-style-type: none"> ○ 犯罪被害者等の支援業務を行っている専門機関・関係機関等の情報提供に努めます。 	まちづくり推進課

③経済的支援

<p>○ 犯罪被害者等の日常生活に支障をきたすことがないように、犯罪行為に起因する経済的負担の軽減を図るため、犯罪被害者等見舞金などを支給します。</p>	<p>まちづくり推進課</p>
---	-----------------

(10) インターネットによる人権侵害 ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●

【現状と課題】

インターネットやスマートフォン・タブレット端末の普及に伴い、生活に大きな利便性をもたらす一方で、その匿名性や情報発信の容易さ、情報が瞬時にかつ広範に伝わることなど、その特性を悪用した他人への誹謗中傷や差別を助長する表現等の流布やプライバシーの侵害が増加し、社会的に大きな影響を及ぼしています。

また、近年、インターネットを介して大量の個人情報が流出するなどの事件が多発しており、プライバシーの侵害に関する不安も高まっています。

こうした状況を考慮し、国においては、平成 14 (2002) 年 5 月 27 日に「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ責任制限法）」を施行し、インターネット上の情報の流通における権利侵害に対し、侵害情報を削除する措置を管理者等に促し被害者救済を図ることとしました。また、平成 17 (2005) 年 4 月 1 日の「個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）」の全面施行に際し、電気通信事業者等に対する個人情報の取扱いのルールをガイドラインの形で示すなど、インターネット上の人権侵害への対策を進めています。さらに、平成 21 (2009) 年 8 月に、総務省が「違法・有害情報相談センター」を設置し、プロバイダ責任制限法や各種ガイドライン等の相談を受け付けています。

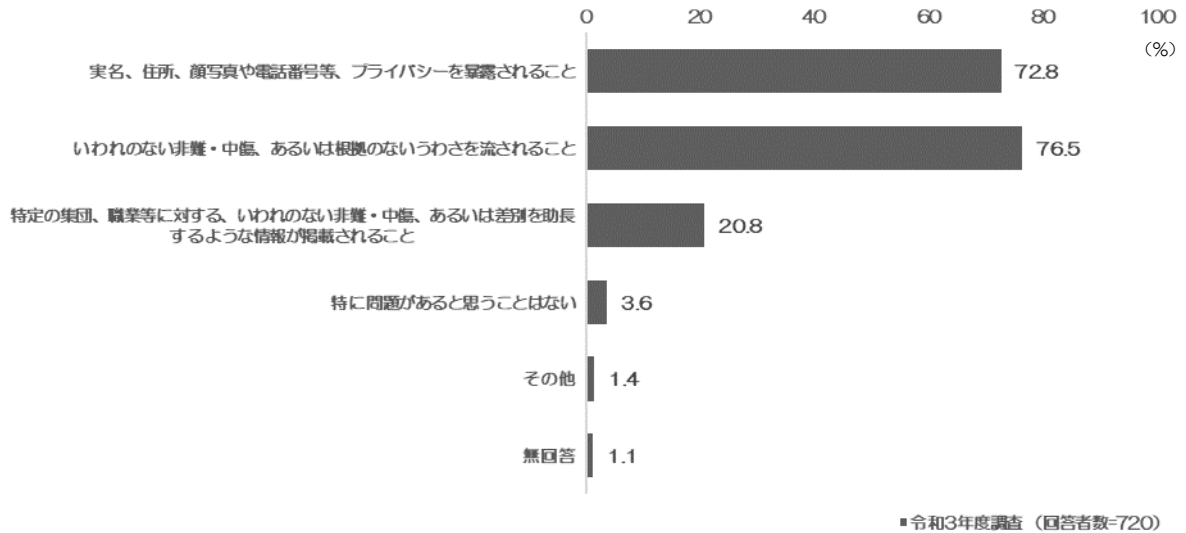
平成 27 (2015) 年 10 月 5 日には、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）」が施行され、平成 28 (2016) 年 1 月より運用がスタートしました。マイナンバー法はその性質から、個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）よりもさらに厳重な保護措置を設けています。

人権に関する市民意識調査によると、インターネットによる人権侵害の問題で特に問題があると思うことについては、「いわれのない非難・中傷、あるいは根拠のないうわさを流されること」の割合が 76.5%と最も高く、次いで「実名、住所、顔写真や電話番号等、プライバシーを暴露されること」の割合が 72.8%となっています。インターネット等による人権侵害を防止または解決するために必要なことは、「情報発信者が特定できたり、情報の削除義務を負わせる新たな法律を作る」の割合が 67.2%と最も高く、次いで「違法な情報発信者に対する取締りを強化する」の割合が 55.6%となっています。

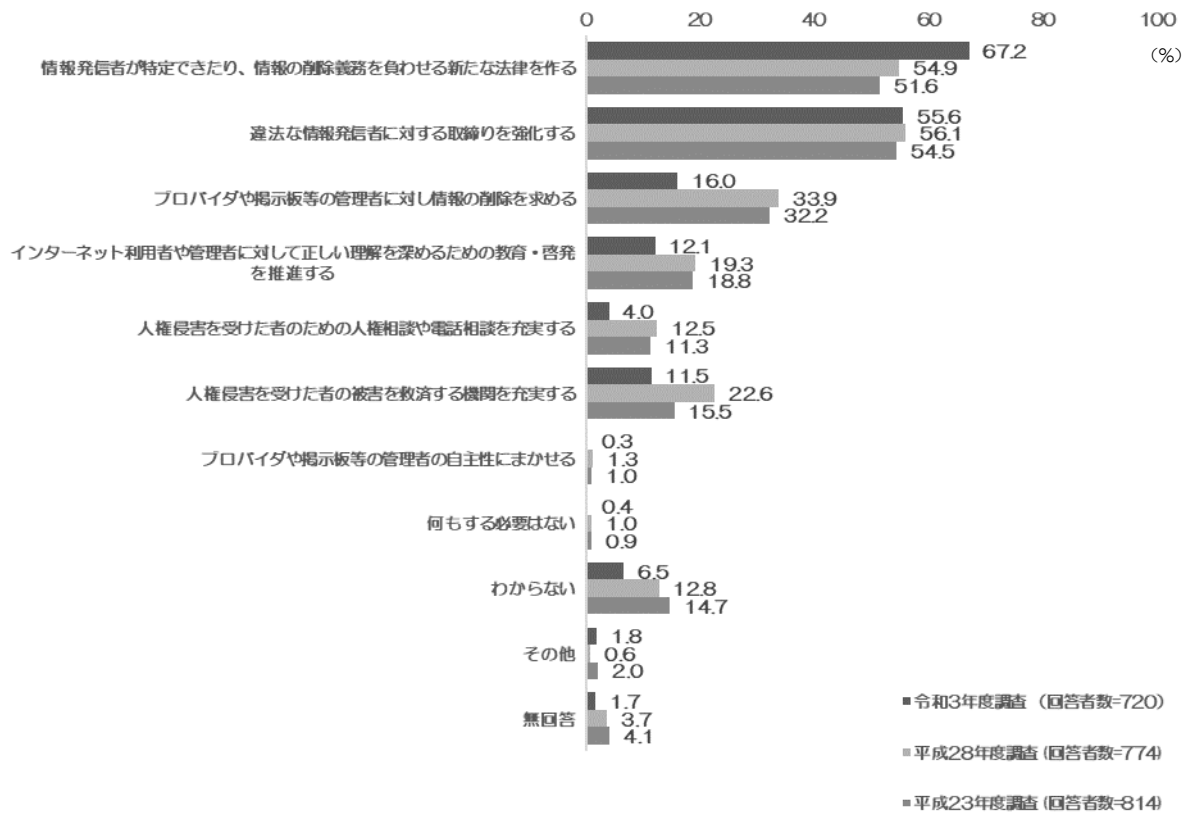
このようなことから、個人情報保護の体制を強化するとともに、個人のプライバシーや名誉に関する理解を深めるための啓発活動を推進する必要があります。

また、インターネット上の人権侵害、プライバシーに関わる問題に対し、相談機関と連携を図ることが必要です。

インターネットによる人権侵害の問題で特に問題があると思うこと



インターネット等による人権侵害を防止または解決するために必要なこと





【施策の方向】

①啓発の推進

<p>○ 個人のプライバシーや人権の尊重に関する正しい理解を広めていくための啓発を推進します。</p>	<p>まちづくり推進課</p>
---	-----------------

②関係機関との連携

<p>○ インターネット上での人権侵害や個人情報の流出等、プライバシーに関わる問題に対して、地方法務局等の関係機関と連携をとりながら、迅速かつ的確な対応に努めます。</p>	<p>まちづくり推進課</p>
--	-----------------

(11) アイヌの人々の人権 ●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●

【現状と課題】

アイヌの人々は、北海道を中心とした先住民族で、固有の言語や伝統的な生活習慣等、独自の豊かな文化を持っています。しかし、江戸時代以降の同化政策等より、今日ではその文化の保存・伝承が十分に図られていない状況です。

国においては、平成 9（1997）年 7 月 1 日、「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統に関する知識の普及及び啓発に関する法律（アイヌ新法）」が施行され、アイヌの人々の文化、伝統について正しく認識し、啓発していくことが謳われました。

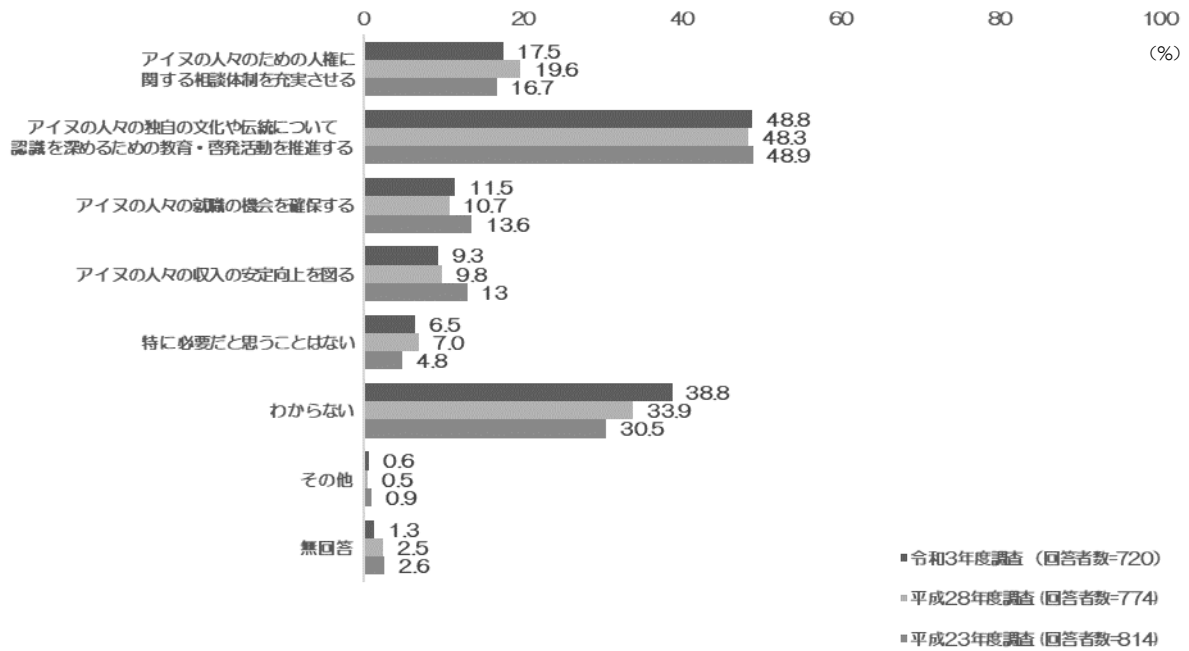
また、令和元（2019）年 5 月 24 日には、「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（アイヌ施策推進法）」が施行され、アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活でき、その誇りが尊重される社会の実現を目指しています。

アイヌの人々の問題は、他の少数民族に対する偏見・差別の問題にも結びつくものであり、「人権教育・啓発に関する基本計画」においても必要性を指摘しています。

人権に関する市民意識調査によると、アイヌの人たちの人権を守るために必要なことについては、「アイヌの人々の独自の文化や伝統について認識を深めるための教育・啓発活動を推進する」の割合が 48.8%と最も高く、「アイヌの人々のための人権に関する相談体制を充実させる」の割合が 17.5%となっています。一方で、「わからない」の割合が前回より 4.9 ポイント増加し、38.8%と高く、アイヌの人たちに対する人権問題意識についての認識が不十分であることがうかがえます。

このようなことから、少数者であることを理由にアイヌの人々の独自の文化、習慣を否定することがないように、アイヌの人々の歴史、文化、伝統及び現状について正しい認識を持ち、理解を深めるための啓発活動を推進する必要があります。

アイヌの人たちの人権を守るために必要なこと



【施策の方向】

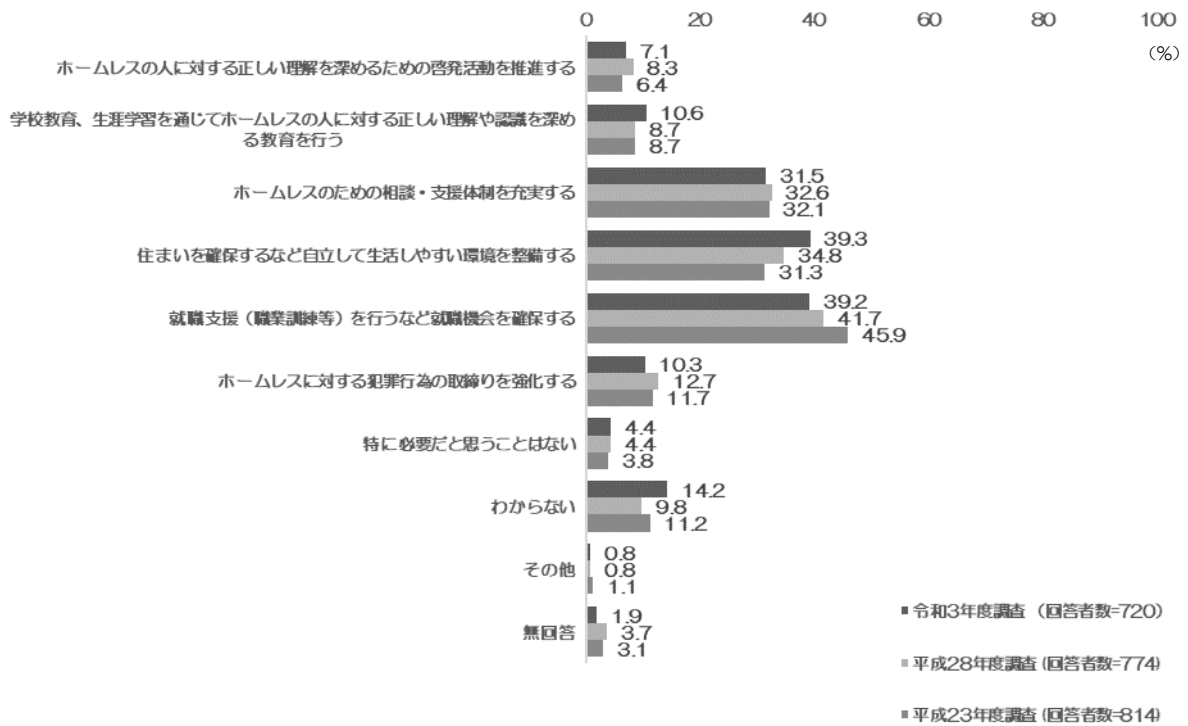


① 啓発の推進

- アイヌの歴史や文化、生活習慣や現状等を正しく理解し、アイヌの人々に対する偏見や差別を解消していくための啓発活動の推進に努めます。

まちづくり推進課

ホームレスの人たちの人権問題を解決するために必要なこと



【施策の方向】



①啓発の推進

<ul style="list-style-type: none"> ○ ホームレスに対する嫌がらせや暴行事件等の人権問題も発生していることから、ホームレスに対する偏見や差別意識を解消するための啓発を推進します。 	まちづくり推進課
---	----------

②相談の実施

<ul style="list-style-type: none"> ○ 生活支援のほか、住居確保、就労支援等について、相談・支援体制の充実に努めます。 	社会福祉課 商工振興課
---	----------------

(13) 性的指向、性自認を理由に差別される人の人権 ●●●●●●●●

【現状と課題】

性的指向とは、人の恋愛・性愛がどのような対象に向かうのかを示す概念をいいます。同性愛者、両性愛者の人々は少数者であるがために、場合によって社会生活上の様々な場面で苦痛や不利益を受けることがあります。

性自認とは、自分の性をどのように認識しているかを示す概念です。生物学的な性（からだの性）と性の自己意識（こころの性）とが一致しない人（性別越境者）は、そのために違和感を覚えたり悩みを抱えたりするとともに、周囲からは偏見や差別の目で見られ、社会生活上においても制約を受けるといった問題が発生しています。

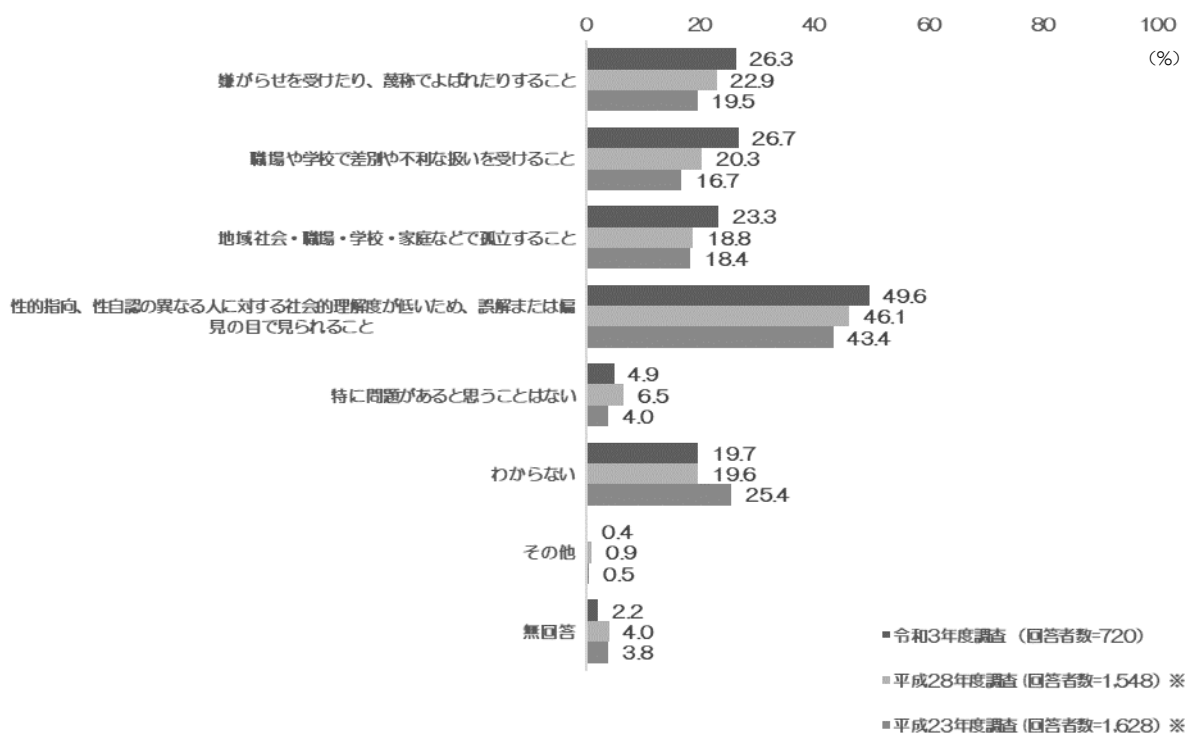
このような性的少数者の総称の一つとして、LGBTという言葉が使われています。性的指向や性自認の違いに対する無関心や誤った知識が、差別や偏見を生み、当事者が生きづらさを感じていることがあります。

平成 27（2015）年、東京都渋谷区で、同性カップルを「結婚に相当する関係」と認める「パートナーシップ証明書」を発行するために「渋谷区男女平等及び多様性を尊重する社会を推進する条例」が、同年 4 月 1 日より施行されました。これは全国初の条例であり、他の自治体でもさらなるLGBT支援施策の推進が求められています。

人権に関する市民意識調査によると、性的指向、性自認、性別表現の異なる人たちの人権問題について特に問題があると思うことについては、「性的指向、性自認の異なる人に対する社会的理解度が低いため、誤解または偏見の目で見られること」の割合が 49.6%と最も高く、次いで「職場や学校で差別や不利な扱いを受けること」の割合が 26.7%、「嫌がらせを受けたり、蔑称でよばれたりすること」の割合が 26.3%となっています。「わからない」の割合は 19.7%であり、性的少数者の人に対する人権問題意識についての認識が不十分であるのが現状です。性的指向、性自認に関する人権問題を解決するために必要だと思うことについては、「性的指向、性自認の異なる人に関する正しい知識を深めるための教育・啓発広報活動を推進する」の割合が 42.1%と最も高く、次いで「性的指向、性自認の異なる人に関する法的認知・保護を行う」の割合が 30.4%となっています。「わからない」の割合は 25.0%であり、まだまだ性的少数者の人に対する問題意識についての認識が不十分であることがうかがえます。

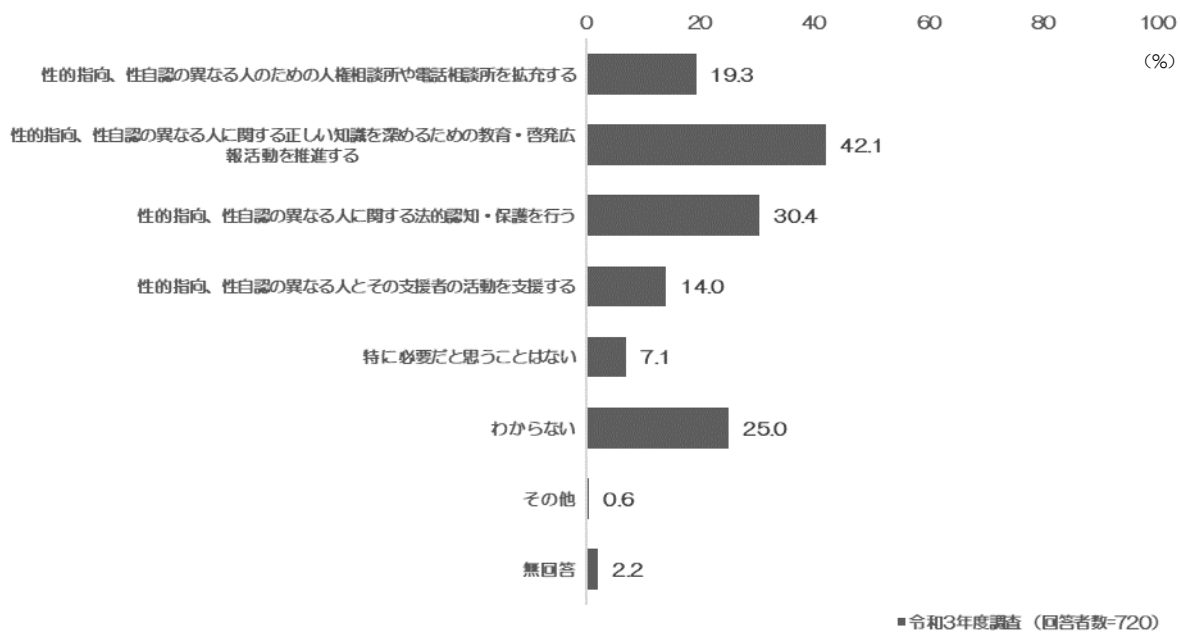
このようなことから、性的指向、性自認を理由とする差別的な偏見をなくし、多様性を認め合い誰もが自分らしく生きられる社会となるよう、市民一人ひとりが正しい認識を持ち、その人権について理解を深める必要があります。

性的指向、性自認、性別表現の異なる人たちの人権問題について特に問題があると思うこと



※平成 23 年度・平成 28 年度調査は、「性的指向の異なる人たちの人権問題について特に問題があると思うこと」と「性同一性障がい者の人権問題について特に問題があると思うこと」の数値を合算しています。

性的指向、性自認に関する人権問題を解決するために必要なこと





【施策の方向】

①啓発の推進

<p>○ 性的少数者の方が直面している問題、差別、誤解、偏見を解消していくため、性的指向、性自認に関する正しい知識や理解の普及啓発に努めます。</p>	<p>まちづくり推進課</p>
<p>○ 市職員に対する研修を実施し、性的指向、性自認に関する理解の促進を図ります。</p>	<p>まちづくり推進課</p>

②相談の実施

<p>○ 地方法務局や県と連携し、性的指向、性自認に関する不安や悩み等に対応する相談体制の充実に努めます。</p>	<p>まちづくり推進課</p>
---	-----------------

(14) 北朝鮮当局によって拉致された被害者等の人権 ●●●●●●●●

【現状と課題】

1970年代から1980年代にかけて、多くの日本人が不自然な形で行方不明となっています。これらの多くは北朝鮮当局による拉致の疑いが濃厚であることが明らかになったため、政府は平成3年以来、機会があるごとに北朝鮮に対して拉致問題を提起してきました。

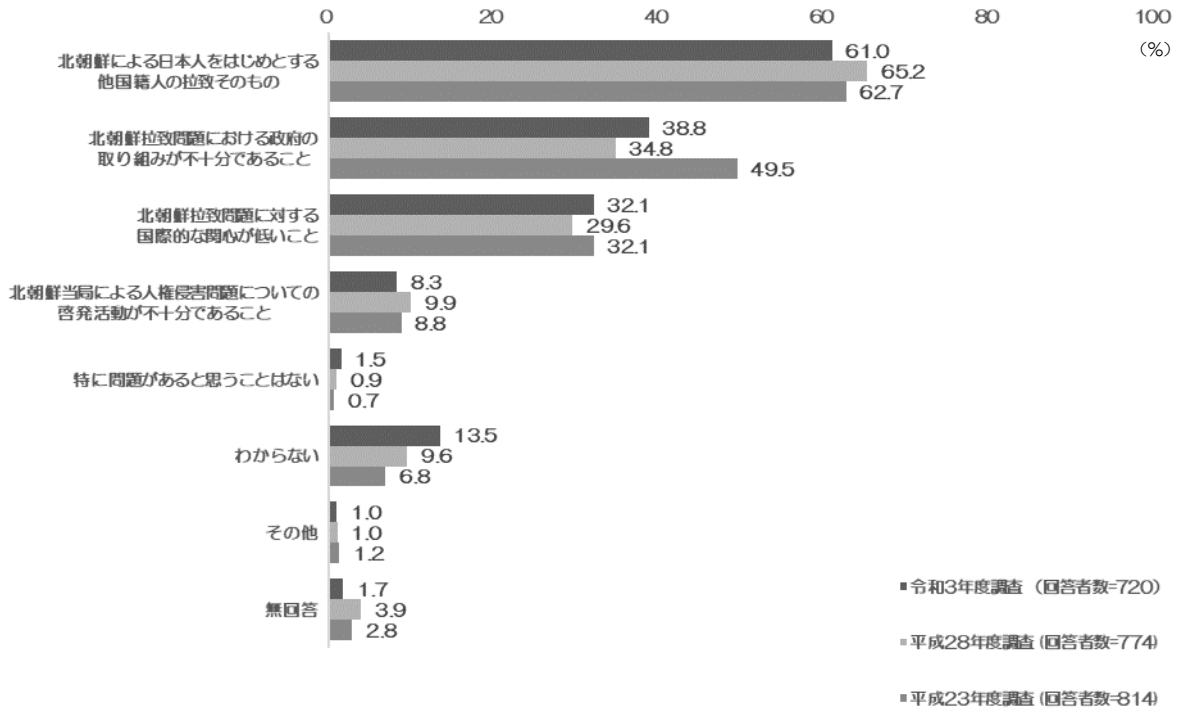
平成14(2002)年9月の日朝首脳会談において、北朝鮮側は長年否定してきた日本人の拉致を初めて認め、謝罪しました。同年10月、拉致被害者5名の帰国が実現しましたが、以後その他の被害者については、いまだ納得のいく十分な情報は提供されておらず、安否不明のままの状態となっています。

平成18(2006)年6月23日には「拉致問題その他北朝鮮当局における人権侵害問題への対処に関する法律(北朝鮮人権法)」が施行され、解決に向けた取り組みが進められており、毎年12月10日から16日は「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」と定められ、北朝鮮当局による拉致被害者の人権侵害問題についての啓発が進められています。

人権に関する市民意識調査によると、北朝鮮当局による人権侵害問題について特に問題があると思うことについては、「北朝鮮による日本人をはじめとする他国籍人の拉致そのもの」の割合が61.0%と最も高くなっています。次いで、「北朝鮮拉致問題における政府の取り組みが不十分であること」の割合は前回より4ポイント増加し38.8%、「北朝鮮拉致問題に対する国際的な関心が低いこと」の割合は前回より2.5ポイント増加し32.1%となっています。

このようなことから、拉致問題は国際社会における重大な人権侵害であり、問題に対する正しい認識を持つことが必要です。

北朝鮮当局による人権侵害問題について特に問題があると思うこと



【施策の方向】

①啓発の推進

- 北朝鮮当局による拉致問題の解決に向けて、市民の関心と認識を深めていくための啓発に努めます。

まちづくり推進課

(15) 人身取引の被害者の人権

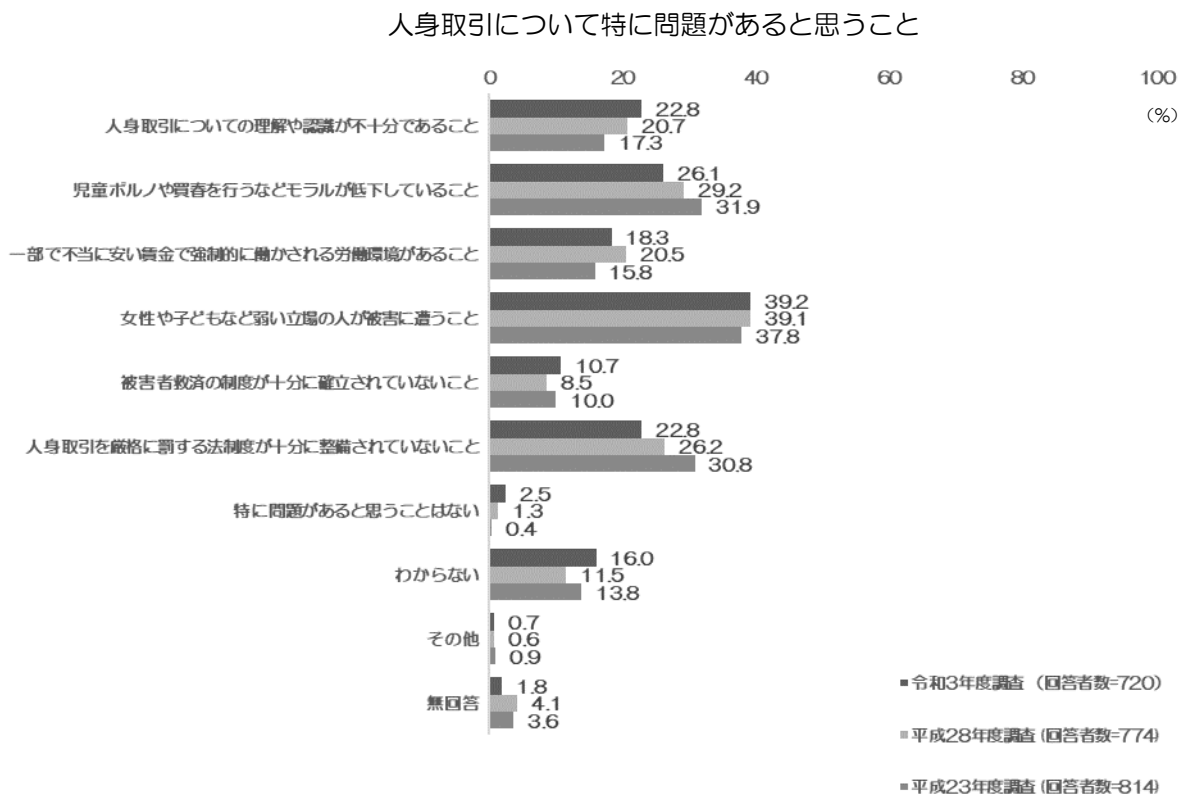
【現状と課題】

性的搾取、強制労働等を目的とした人身取引（トラフィッキング）は、重大な犯罪であり、基本的人権を侵害する深刻な問題です。

国においては、平成 16（2004）年 12 月、人身取引の撲滅、防止、人身取引被害者の保護等を目的とする「人身取引対策行動計画」が策定され、平成 21（2009）年 12 月に「人身取引対策行動計画 2009」が策定されました。その後、平成 26（2014）年 12 月、犯罪対策閣僚会議において「人身取引対策行動計画 2014」を策定するとともに、関係閣僚から成る「人身取引対策推進会議」を随時開催しています。

人権に関する市民意識調査によると、人身取引について特に問題があると思うことについては、「女性や子どもなど弱い立場の人が被害に遭うこと」の割合が 39.2%と最も高く、次いで「児童ポルノや買春を行うなどモラルが低下していること」の割合が 26.1%、「人身取引についての理解や認識が不十分であること」「人身取引を厳格に罰する法制度が十分に整備されていないこと」の割合が 22.8%となっています。

このようなことから、人身取引についての関心を高め、人身取引が重大な人権侵害であるという認識を深める必要があります。

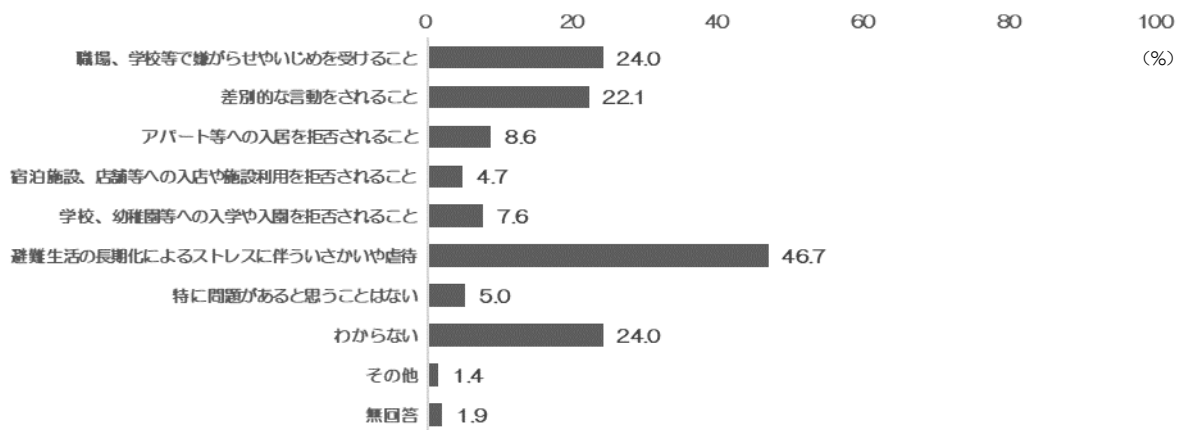


【施策の方向】

①啓発の推進

<p>○ 国、県との連携を図りながら、市民に対して、人身取引という重大な人権侵害に対する啓発活動を推進します。</p>	<p>まちづくり推進課</p>
---	-----------------

災害や地震の発生による被災者に起きている人権問題について特に問題があると思うこと



令和3年度調査（回答者数=720）



【施策の方向】

①啓発の推進

○ 避難時においても配慮を要する人の人権が守られるよう、理解と関心を高めるための啓発を推進します。	防災対策課
---	-------

②災害時の情報提供

○ 災害時にうわさや風評による人権侵害が起きないように正確な情報の提供や広報等に努めます。	防災対策課 広報課
---	--------------

③人権に配慮した避難所の運営

○ 「避難所運営マニュアル」に沿って、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、外国人等の人権に配慮した避難所の運営ができるよう努めます。	防災対策課
---	-------

第3章 施策の推進にあたって

1 推進体制

人権に関わる課題は、現在、法務省の定める重点事項として 17 項目が取り上げられ多岐にわたっています。個別の人権課題が複雑化・多様化する中で、各分野の施策の有機的な連携と体系化を図る必要があります。

人権施策の総合的かつ効果的な推進のためには、行政の様々な部署の連携と協力が必要となるため、あらゆる関係部署の役割分担の明確化と緊密な連携を図るとともに、定期的な施策の進行管理を行い、その結果を施策の推進に反映していきます。

2 関係機関との連携

人権施策の推進が広範な取り組みとして展開されるよう、国・県・周辺市町をはじめとした関係機関と連携・協力を図り、人権に関わる団体等に対して、人権施策の取り組みに対する協力を働きかけるなど、それぞれの役割を踏まえつつ、幅広い連携と協力を図っていきます。

3 人権に関する職業従事者に対する研修等の推進

人権尊重のまちづくりを推進するにあたっては、人権に関わりの深い特定の職業に従事する人が高い人権意識を持ち、それぞれの職務において人権尊重の視点に立った行動ができるよう研修を行うなど、資質向上のための取り組みや人権教育・啓発の推進が必要です。

人権問題に対し、深い認識と実践力を持ち、地域において先導的役割を果たせるよう、医療関係者、学校教職員、社会教育関係職員、福祉関係職員、市職員等に対する研修を実施します。

1 関連法規

世界人権宣言

昭和 23（1948）年 12 月 10 日

第 3 回国際連合総会 採択

前 文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権を保護することが肝要であるので、諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、国際連合の諸国民は、国際連合憲章において基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもつとも重要であるので、よって、ここに、国際連合総会は、社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第 1 条

すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第 2 条

- 1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。
- 2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づきいかなる差別もしてはならない。

第 3 条

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第4条

何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

第5条

何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第6条

すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第7条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第8条

すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第9条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第10条

すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当って、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

第11条

- 1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。
- 2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を科せられない。

第12条

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第13条

- 1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

第 14 条

- 1 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。
- 2 この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

第 15 条

- 1 すべて人は、国籍をもつ権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

第 16 条

- 1 成年の男女は、人種、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。
- 2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。
- 3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

第 17 条

- 1 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

第 18 条

すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

第 19 条

すべて人は、意思及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

第 20 条

- 1 すべての人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。
- 2 何人も、結社に属することを強制されない。

第 21 条

- 1 すべての人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参加する権利を有する。
- 2 すべての人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。

3 人民の意思は、統治の権力の基礎とならなければならない。この意思は、定期のかつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならず、また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行われなければならない。

第22条

すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

第23条

- 1 すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。
- 2 すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し同等の報酬を受ける権利を有する。
- 3 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。
- 4 すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

第24条

すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

第25条

- 1 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他の不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。
- 2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であるか否かを問わず、同じ社会的保護を受ける。

第26条

- 1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならず、また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。
- 2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種の若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため国際連合の活動を促進するものでなければならない。
- 3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

第27条

- 1 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵とにあずかる権利を有する。

2 すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

第28条

すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

第29条

1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中であってのみ可能である社会に対して義務を負う。

2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当つては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもっぱら目的として、法律によって定められた制限にのみ服する。

3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

第30条

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

平成 12（2000）年 11 月 29 日制定

平成 12（2000）年 12 月 6 日施行

（目 的）

第1条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

（定 義）

第2条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

（基本理念）

第3条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

（国の責務）

第4条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第6条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

（基本計画の策定）

第7条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第8条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第9条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

(施行期目)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第8条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第2条 この法律は、この法律の施行の日から3年以内に、人権擁護施策推進法（平成8年法律第120号）第3条第2項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

2

人権関連年表

年	国連等	国内・県内
1948年 (昭和23年)	「世界人権宣言」採択	「児童福祉法」施行
1951年 (昭和26年)		「児童憲章」制定
1963年 (昭和38年)		「老人福祉法」制定
1965年 (昭和40年)	「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」採択	「同和対策審議会答申」
1969年 (昭和44年)		「同和対策事業特別措置法」施行
1979年 (昭和54年)	「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」採択	
1981年 (昭和56年)	「国連・障害者の10年」(1983～1992)の決議を採択	「今後における同和関係施策について(同和対策協議会意見具申)」
1987年 (昭和62年)		「障害者の雇用の促進に関する法律」施行
1989年 (平成元年)	「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」採択	
1993年 (平成5年)	世界人権会議「ウィーン宣言及び行動計画」採択 ESCAP「アジア太平洋障害者の10年行動課題」決定(1993～2002) 「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択	「心身障害者対策基本法」を「障害者基本法」に改正・施行
1994年 (平成6年)	「人権教育のための国連10年」(1995～2004)の決議を採択 「国連人権教育の10年(1995～2005)行動計画」採択	「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」批准
1995年 (平成7年)	「第4回世界女性会議」で「北京宣言及び行動綱領」採択	「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」批准 「人権教育のための国連10年推進本部」設置 「高齢社会対策基本法」施行
1996年 (平成8年)		「らい予防法の廃止に関する法律」施行
1997年 (平成9年)		「人権擁護施策推進法」施行(3月) 「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」施行・「北海道旧土人保護法」廃止(7月) 「人権教育のための国連10年に関する国内行動計画」のとりまとめ 【岐阜県】 「岐阜県同和行政基本方針」策定
1998年 (平成10年)		60歳以上定年制義務化(「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(高齢者雇用安定法)」一部改正) 障害者雇用率(1.8%)の設定(「障害者の雇用の促進等に関する法律(障害者雇用促進法)」一部改正)
1999年 (平成11年)		「男女共同参画社会基本法」施行 「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律(児童買春、児童ポルノ禁止法)」施行

年	国連等	国内・県内
2000年 (平成12年)		「介護保険法」施行 「児童虐待の防止等に関する法律」施行 「ストーカー行為等の規制等に関する法律」施行 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」施行 「男女共同参画基本計画」策定 【岐阜県】 「岐阜県人権啓発センター」設置
2001年 (平成13年)		「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」成立 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行 「新しい高齢社会対策大綱」策定
2002年 (平成14年)		「人権教育・啓発に関する基本計画」閣議決定 「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(プロバイダー責任法)」施行 「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」施行 「障害者基本計画」策定 【岐阜県】 「人権宣言」県議会決議
2003年 (平成15年)		「個人情報保護に関する法律」施行 「次世代育成支援対策推進法」施行 「ホームレスの自立支援等に関する基本方針」策定 「少子化社会対策基本法」施行 【岐阜県】 「岐阜県人権施策推進指針」策定 「人権宣言」県議会決議
2004年 (平成16年)	「人権教育のための世界プログラム」採択	「障害者基本法」の改正 「児童虐待の防止等に関する法律」の一部改正 「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」施行 「犯罪被害者等基本法」公布 「発達障害者支援法」公布 「人身取引対策行動計画」策定
2005年 (平成17年)		「障害者自立支援法」公布 「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」公布 「犯罪被害者等基本計画」策定 【岐阜県】 「岐阜県人権懇話会」設置
2006年 (平成18年)	「障害のある人の権利に関する条約」採択	「拉致問題その他北朝鮮当局における人権侵害問題への対処に関する法律」施行(6月) 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」施行(12月)
2007年 (平成19年)		「児童虐待防止法改正法」成立 「少年法改正法」成立 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の改正
2008年 (平成20年)	国連人権理事会「アイヌ民族との対話」勧告 国連人権理事会「ハンセン病差別撤廃決議」採択	「児童虐待の防止等に関する法律」の改正 「児童福祉法」の改正 「性同一性障害者特例法改正法」成立 「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」成立 【岐阜県】 「岐阜県人権施策推進指針(第一次改定)」策定

年	国連等	国内・県内
2009年 (平成21年)		「人身取引対策行動計画2009」策定
2010年 (平成22年)		「第3次男女共同参画基本計画」策定 「障害者自立支援法」の一部改正
2011年 (平成23年)		「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」の制定 「障害者基本法」の改正
2012年 (平成24年)		「外国人登録法」廃止 「入管法」・「住民基本台帳法」改正
2013年 (平成25年)		「子どもの貧困対策の推進に関する法律」制定 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」制定 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」一部施行 「いじめ防止対策推進法」制定 【岐阜県】 「岐阜県人権施策推進指針(第二次改定)」策定
2014年 (平成26年)		「障害者の権利に関する条約」批准 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」一部施行
2015年 (平成27年)		「マイナンバー法」施行 「男女共同参画計画(第4次)」策定
2016年 (平成28年)		「部落差別の解消の推進に関する法律(部落差別解消推進法)」施行 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」施行 「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取り組みの推進に関する法律(ヘイトスピーチ解消法)」施行
2017年 (平成29年)		「外国人の技能実習の適正な実施及び技能時修正の保護に関する法律」施行
2018年 (平成30年)		【岐阜県】 「岐阜県人権施策推進指針(第三次改定)」策定
2019年 (令和元年)		「障害者の雇用の促進等に関する法律(障害者雇用促進法)」の一部改正 「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律(アイヌ施策推進法)」施行
2020年 (令和2年)		「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」の一部改正 「児童虐待の防止等に関する法律(児童虐待防止法)」の一部改正 「児童福祉法」の一部改正
2021年 (令和3年)		「新型インフルエンザ等対策特別措置法」の一部改正 「ストーカー行為等の規制等に関する法律」の一部改正 「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」一部改正

3 指針の策定経過

年 月 日	内 容
令和3(2021)年 6月17日 ～ 令和3(2021)年 7月16日	各務原市人権に関する市民意識調査 調査対象:20歳以上の市民 2,000人
令和3(2021)年 10月15日 ～ 令和3(2021)年 11月4日	岐阜人権擁護委員協議会各務原地区部会 各務原市男女が輝く都市づくり審議会 ○意見聴取
令和3(2021)年 12月7日	岐阜人権擁護委員協議会各務原地区部会 ○意見聴取(2回目)
令和4(2022)年 1月5日 ～ 令和4(2022)年 1月25日	第3次各務原市人権施策推進指針(案)に関する パブリックコメント(意見公募)の実施
令和4(2022)年 3月	第3次各務原市人権施策推進指針策定

あ行

アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律

アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活することができ、及びその誇りが尊重される社会の実現を図り、もって全ての国民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とした法律です。（令和元（2019）年5月施行）

**アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律
（アイヌ新法）**

アイヌの人々の誇りの源泉であるアイヌの伝統及びアイヌ文化が置かれている状況にかんがみ、アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する国民に対する知識の普及及び啓発を図るための施策を推進することにより、アイヌの人々の民族としての誇りが尊重される社会の実現を図り、あわせて我が国の多様な文化の発展に寄与することを目的とした法律です。（平成9（1997）年7月施行）

あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（人種差別撤廃条約）

締約国が人権及び基本的自由の十分かつ平等な享有（生まれながらにして持っていること）を確保することを目的に昭和40（1965）年12月に国連の総会において採択されました。この条約は、あらゆる形態の人種差別を撤廃する政策及びあらゆる人種間の理解を促進する政策をすべての適当な方法により遅滞なくとることなどを内容としています。（平成7（1995）年12月批准）

いじめ防止対策推進法

いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、児童等の尊厳を保持するため、いじめの防止等のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とした法律です。（平成25（2013）年9月施行）

インクルーシブ教育システム

共成社会の形成に向けて、障がいのある子どもとない子どもが同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、将来の自立と社会参加を見据え、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる多様で柔軟な仕組みのことであります。

エイズ（AIDS）

ヒト免疫不全ウイルス（HIV）によって起こる疾患で、日本語では「後天性免疫不全症候群」といいます。また、HIV感染者とは、HIVの感染が抗体検査等により確認されているが、エイズの発症の目安となる24種の病気を発症していない状態の人を指します。

SNS

友人・知人などの社会的ネットワークを構築できるインターネット上のサービスのことをいい、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（Social Networking Service）の略です。

えせ同和行為

あたかも同和問題（部落差別）の解決に努力しているかのように装い、さまざまな不当な利益や義務なきことを要求する行為をいいます。えせ同和行為は、これまで同和問題（部落差別）の解決に真摯に取り組んできた人々や同和関係者に対するイメージを損ねるばかりでなく、これまで培われてきた教育や啓発の効果を覆し、同和問題（部落差別）に対する誤った意識を植え付けるという悪影響を生じさせるなど、問題解決の大きな阻害要因となっており、毅然たる態度で対処することが必要です。

LGBT

次の言葉の頭文字をとった言葉です。

L（Lesbian、女性の同性愛者）、

G（Gay、男性の同性愛者）、

B（Bisexual、両性愛者）、

T（Transgender、体の性と心の性に違和感がある人）

この他にも Asexual（無性愛）、Pansexual（全性愛）、Intersex（身体的に男女の区別が付きにくい人）、Questioning（確信が持てない人）など様々な人がいることから「LGBTs」、「LGBTQ」等と呼ばれることもあります。

また、性的指向と性自認の英語訳「Sexual Orientation and Gender Identity」の頭文字をとって、「SOGI」と表されることもあります。

介護保険法

加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とした法律です。（平成 12（2000）年 4 月施行）

各務原市男女が輝く都市づくり条例

男女が対等な個人として輝きながら、豊かで活力と優しさにあふれた社会を目指して、「男女が輝く都市づくり条例」を平成 17（2005）年 4 月 1 日から施行しました。この条例は「男女共同参画社会基本法」（平成 11（1999）年 6 月施行）ならびに「岐阜県男女が平等に人として尊重される男女共同参画社会づくり条例」（平成 15（2003）年 11 月施行）を踏まえています。「男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ共に責任を担う都市づくり」としています。

各務原市犯罪被害者等支援条例

犯罪被害者等のための施策を総合的に推進し、犯罪被害者等の心に寄り添い、及び権利利益を保護し、市民が安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的に、平成 31（2019）年 4 月 1 日から施行しました。

家庭教育学級

家庭における教育のあり方や親の教育上の責任、子どもの発達や性格形成などについて学習する機会を保護者に提供することを目的とした社会教育事業の一つです。

間接差別

表面上は性差別と見えないが、「募集における身長・体重・体力要件」や「妊娠・出産などを理由とした配置転換や職種変更」など、実際には男女の一方の不利益につながる規定や雇用慣行などをいいます。

北朝鮮人権侵害問題啓発週間

北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民の認識を深めるとともに、国際社会と連携しつつ北朝鮮当局による人権侵害問題の実態を解明し、その抑止を図ることを目的として、平成 18（2006）年 6 月に、「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行され、国及び地方公共団体の責務等が定められるとともに、毎年 12 月 10 日から 16 日までを「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」とすることとされました。

岐阜県人権啓発センター

平成 12（2000）年 4 月に人権尊重の思想を広く県民に普及し、女性、子ども、高齢者、障がい者、同和問題（部落差別）などの人権に関する問題への取り組みを推進して差別のない、人権が尊重される明るく住みよい社会の実現をめざして設置された機関です。人権啓発出前講座、人権相談、人権啓発DVD等の貸出し、人権関係の情報収集など総合的かつ効果的に県民の人権意識の高揚を推進するための各種啓発活動を行っています。

ぎふ犯罪被害者支援センター

犯罪や交通事故などの被害に悩む方々を支援する民間団体として、精神科医、弁護士、臨床心理士等が中心となり設立した団体です。主な支援活動として、電話や面談相談、事件事故直後の生活支援、病院や裁判所への付き添いや法律相談などを行っています。

共生社会

性別、年齢、国籍、障がいの有無などに関わらず、誰もがみな、安心して共に生きていくことができる社会のことをいいます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律

（マイナンバー法）

個人および法人その他の団体を識別するために、個人番号（マイナンバー）および法人番号を割り当て、行政事務の効率化や行政手続きの簡素化を図るために必要な事項を定めた法律です。（平成 27（2015）年 10 月施行）

高齢社会対策基本法

我が国における急速な高齢化の進展が経済社会の変化と相まって、国民生活に広範な影響を及ぼしている状況にかんがみ、高齢化の進展に適切に対処するための施策に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、高齢社会対策の基本となる事項を定めること等により、高齢社会対策を総合的に推進し、もって経済社会の健全な発展及び国民生活の安定向上を図ることを目的とした法律です。（平成 7（1995）年 12 月施行）

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）

高齢者に対する虐待が深刻な状況にあり、高齢者の尊厳の保持にとって高齢者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等にかんがみ、高齢者虐待の防止等に関する国等の責務、高齢者虐待を受けた高齢者に対する保護のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する養護者による高齢者虐待の防止に資する支援のための措置等を定めることにより、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって高齢者の権利利益の擁護に資することを目的とした法律です。（平成 18（2006）年 4 月施行）

個人情報保護に関する法律（個人情報保護法）

高度情報通信社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることにかんがみ、個人情報の適正な取扱いに関し、基本理念及び政府による基本方針の作成その他の個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務等を定めることにより、個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とした法律です。（平成 15（2003）年 5 月施行）

固定的な性別役割分担意識

「男は仕事、女は家事・育児」というように、性別を理由として役割を固定的に分ける考え方のことをいいます。

さ行

ジェンダー

生まれつきの生物学的性別（セックス／sex）に対して、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を社会的・文化的性別（ジェンダー／gender）とといいます。

児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法）

児童虐待が児童の人権を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、我が国における将来の世代の育成にも懸念を及ぼすことにかんがみ、児童に対する虐待の禁止、児童虐待の予防及び早期発見その他の児童虐待の防止に関する国及び地方公共団体の責務、児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援のための措置等を定めることにより、児童虐待の防止等に関する施策を促進し、もって児童の権利利益の擁護に資することを目的とした法律です。（平成 12（2000）年 11 月施行）

児童憲章

制定されて間もない日本国憲法の精神に基づいて、昭和 26（1951）年 5 月 5 日に制定された、児童の権利の宣言的文書です。前文で、「児童は、人として尊ばれる」「児童は、社会の一員として重んじられる」「児童は、よい環境の中で育てられる」という三つの理念を示しています。

児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）

平成元（1989）年に国連で採択され、①児童に対し、児童又はその父母若しくは法定保護者の人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的、種族的若しくは社会的出身、財産、心身障がい、出生または他の地位にかかわらず、いかなる差別もなしにこの条約に定める権利を尊重し、及び確保する、②児童がその父母、法定保護者又は家族の構成員の地位、活動、表明した意見又は信念によるあらゆる形態の差別または処罰から保護されることを確保するためのすべての適当な措置をとることが盛り込まれています。（平成 6（1994）年 4 月批准）

児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律

（児童買春・児童ポルノ処罰法）

児童に対する性的搾取及び性的虐待が児童の権利を著しく侵害することの重大性にかんがみ、あわせて児童の権利の擁護に関する国際的動向を踏まえ、児童買春、児童ポルノに係る行為等を処罰するとともに、これらの行為等により心身に有害な影響を受けた児童の保護のための措置等を定めることにより、児童の権利を擁護することを目的とした法律です。（平成 11（1999）年 11 月施行）

児童福祉法

全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有することを目的とした法律です。（昭和 23（1948）年 1 月施行）

社会を明るくする運動

すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国的な運動で、毎年 7 月を強調月間として全国的に展開されています。

障害者基本計画

国の策定した障がい者の福祉に関する施策及び障がいの予防に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、誰もが相互に人格と個性を尊重し合う共生社会の実現をめざすことを基本的な考え方とした障がい者施策に関する基本的な計画です。

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）

障がい者虐待の防止や虐待を受けた障がい者の保護等を図るための法律です。障がい者の虐待の防止に係る国や自治体の責務が定められており、市町村には障がい者虐待の通報窓口や相談等を行う市町村障がい者虐待防止センターの機能が求められています。（平成24（2012）年10月施行）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）

障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律で、障がい者（児）の有する能力に及び適性に応じて、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、自立支援給付の対象者、地域生活支援事業、サービスの整備のための計画の作成、費用の負担等を定めた障害者自立支援法から法律名が変更となったものです。障がい者の定義に難病等の追加や障がい支援区分の創設、重度訪問介護の対象者の拡大、ケアホームのグループホームへの一元化などの見直しを行っています。（平成25（2013）年4月一部施行、平成26（2014）年4月一部施行）

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）

障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律です。全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的としています。（平成28（2016）年4月施行）

女性のエンパワーメント

女性が個人として、あるいは社会集団として意思決定過程に参画し、自律的な力をつけることや、女性が自らの意識と能力を高め、社会のあらゆる分野で政治的、経済的、社会的及び文化的に力を持った存在となり力を発揮し行動していくことをいいます。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）

近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性はその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍することが一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とした法律です。（平成27（2015）年8月施行）

人権擁護委員

人権擁護委員は、人権擁護委員法に基づいて、市町村長の推薦により法務大臣が委嘱しています。国民の基本的な人権が侵犯されることのないように監視し、もしこれが侵犯された場合には、その救済の為すみやかに適切な処置をとるとともに、常に自由人権思想の普及高揚に努めることを使命としています。

人身取引（トラフィッキング）

人身取引は、「トラフィッキング」ともいわれ、国際的な犯罪組織が暴力、脅迫、誘拐、詐欺などの強制的な手段により、女性や子どもといった弱い立場にある人々を別の国や場所に移動させ、売春や強制的な労働をさせて搾取することをいいます。密入国と混同されがちですが、本人の意に反した強制力や脅迫等が伴っています。

ストーカー行為

同一の者に対して、一方的に好意を寄せたり、交際を断られて恨みを持ったりするなど、好意の感情やそれが満たされなかったことに対する怨念の感情を前提として行われる行為で、つきまとい等、身体の安全、住居等の平穏や名誉を害し、不安を覚えさせるような行為を反復することをいいます。

成年後見制度

認知症の高齢者や知的障がいのある人、精神障がいのある人などで、主として意思能力が十分でない人の財産がその人の意思に即して保全活用され、また日常生活において、主体性がよりよく実現されるように、財産管理や日常生活上の援助をする制度のことです。法人・複数成年後見人などによる成年後見事務の遂行、選任の考慮事情の明文化や本人の身上に配慮すべき義務、法人成年後見監督人の選任、保佐監督人、補助監督人などについて規定されています。

世界人権宣言

昭和 23（1948）年 12 月国連総会において採択された国際的な人権宣言をいいます。市民的・政治的自由のほか経済的・社会的な権利について、各国が達成すべき基準を定めています。なお、採択された 12 月 10 日は、「人権デー」とされ、わが国では、12 月 4 日から 12 月 10 日までの 1 週間を「人権週間」として定め、人権思想の普及高揚のための啓発活動を全国的に展開しています。

セクシュアル・ハラスメント（性的ないやがらせ）

継続的な人間関係において、優位な力関係を背景に、相手に意思に反して行われる性的な言動のことをいいます。

た行

男女共同参画社会基本法

男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とした法律です。（平成 11（1999）年 6 月施行）

DV（ドメスティック・バイオレンス）

配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる身体的・精神的・経済的・性的暴力をいいます。

特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律 （プロバイダ責任制限法）

特定電気通信による情報の流通によって権利の侵害があった場合について、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示を請求する権利が定められています。（平成 14（2002）年 5 月施行）

な行

二次的被害

事件に遭ったことによる精神的ショックや身体の不調、捜査や裁判の過程における精神的・時間的負担、周囲の人々の無責任なうわさ話やマスコミの行き過ぎた取材・報道によるストレスや不安感などによる被害をいいます。

日常生活自立支援事業（旧名称：地域福祉権利擁護事業）

認知症高齢者、知的障がいのある人、精神障がいのある人などのうち判断能力が不十分な人が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、金銭や書類等の管理を手伝う事業をいいます。

ノーマライゼーション

高齢者や障がいのある人などを施設に隔離せず、健常者と一緒に助け合いながら暮らしていくのが正常な社会のあり方であるとする考え方、また、それに基づく社会福祉政策をいいます。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）

人権の擁護と男女平等の実現を図るため、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とした法律です。（平成 13（2001）年 10 月施行）

8050（9060）問題

引きこもりが長期化し、80（90）代の親と 50（60）代の子が同居する世帯が、高齢の親の年金などの収入で生活する状況が増えている社会問題をいいます。

発達障害者支援法

発達障がい者の心理機能の適正な発達及び円滑な社会生活の促進のために発達障がいの症状の発現後できるだけ早期に発達支援を行うとともに、切れ目なく発達障がい者の支援を行うことが特に重要であることに鑑み、障害者基本法の基本的な理念にのっとり、発達障がい者が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、発達障がいを早期に発見し、発達支援を行うことに関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、学校教育における発達障がい者への支援、発達障がい者の就労の支援、発達障がい者支援センターの指定等について定めることにより、発達障がい者の自立及び社会参加のためのその生活全般にわたる支援を図り、もって全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とした法律です。（平成 17（2005）年 4 月施行）

バリアフリー

生活環境において、高齢者や障がいのある人が普通に生活することを阻んでいる障壁（バリア）を取り除くことをいいます。障壁（バリア）としては、公共施設や道路等における物理的バリア、必要な情報が取得できない、意思疎通が図れないなどの情報のバリア、差別・偏見等の心のバリアがあります。

犯罪被害者等基本法

犯罪被害者等のための施策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等のための施策の基本となる事項を定めること等により、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的とした法律です。（平成 17（2005）年 4 月施行）

ハンセン病

1873年（明治6年）にノルウェーのハンセン博士により発見された「らい菌」による慢性の細菌性感染症です。しかし、感染力は極めて弱く、仮に発病した場合でも治療方法が確立された現在では、早期発見、早期治療により短期間で治癒する病気です。

ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（ハンセン病問題基本法）

ハンセン病の患者であった者等及びその家族が、地域社会から孤立することなく、良好かつ平穏な生活を営むことができ、偏見と差別のない社会の実現を目的とした法律です。（平成21（2009）年4月施行）

ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律

ハンセン病療養所入所者等の被った精神的苦痛を慰謝するための補償金の支給に関し必要な事項を定めるとともに、ハンセン病の患者であった者等の名誉の回復等について定めた法律です。（平成13（2001）年6月施行）

福祉的就労

一般の就労が困難な障がいのある人が、福祉的配慮のもとに就労継続支援A型事業所、就労継続支援B型事業所等で給与や工賃を得て働くことをいいます。

部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）

現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とした法律です。（平成28（2016）年12月施行）

フレイル

「健康」と「要介護」の中間の状態であり、加齢に伴い心身の活力（筋力や口腔機能など）が低下している状態のことをいいます。

保護司

保護司法に基づき、法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員です。犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支えるボランティアとして、それらの人が社会復帰をする時に、スムーズに社会生活が営めるように帰住環境の調整や相談を行っています。

本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取り組みの推進に関する法律 (ヘイトスピーチ解消法)

本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であることに鑑み、その解消に向けた取組について、基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにするとともに、基本的施策を定め、これを推進することを目的とした法律です。(平成 28 (2016) 年 6 月施行)

ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法 (ホームレス支援法)

自立の意思がありながらホームレスとなることを余儀なくされた者が多数存在し、健康で文化的な生活を送ることができないとともに、地域社会とのあつれきが生じつつある現状にかんがみ、ホームレスの自立の支援、ホームレスとなることを防止するための生活上の支援等に関し、国等の果たすべき責務を明らかにするとともに、ホームレスの人権に配慮し、かつ、地域社会の理解と協力を得つつ、必要な施策を講ずることにより、ホームレスに関する問題の解決に資することを目的とした法律です。(平成 14 (2002) 年 8 月施行)

や行

ヤングケアラー

法令上の定義はありませんが、一般に、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているような子どもとされています。

ユニバーサルデザイン

高齢者や障がいのある人のみならず、可能な限りすべての人を対象として想定し、「どこでも、誰でも、自由に、使いやすく」デザインすることをいいます。

要約筆記

難聴や聴覚障がいのある人の情報保障手段の一つで、話している内容を要約し、文字として伝えることです。

ら行

リプロダクティブ・ヘルス/ライツ

性と生殖に関する健康と権利のことです。女性のライフステージを通して、性や子どもを産むことに関わる全てにおいて、身体的・精神的・社会的に本人の意思が尊重され、自分らしく生きられることであり、自分の身体に関する全てのことは、当事者である女性が選択し、自己決定できる権利のことをいいます。

ワーク・ライフ・バランス

性別・年齢に関係なく誰もが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動を自ら希望するバランスで展開できる状態のことをいいます。

第3次各務原市人権施策推進指針

令和4年3月

編集：各務原市市長公室まちづくり推進課

〒504-8555 岐阜県各務原市那加桜町1丁目69番地

TEL 058-383-1884

